

【公共下水道事業】

第 1 章 総説

- 1 公共下水道事業年度末実績
- 2 北上川上流流域下水道事業

1 公共下水道事業年度末実績

区 分 \ 年 度		令和 6 年度	令和 5 年度	増減
行政区域内人口 A		人 275,739	278,410	△ 2,671
現在排水区域内人口		人 252,084	254,268	△ 2,184
現在処理区域内人口 B		人 248,969	251,108	△ 2,139
市街地人口		人 235,450	235,450	0
行政区域面積		ha 88,647	88,647	0
現在排水区域面積		ha 5,163	5,152	11
現在処理区域面積		ha 5,094	5,083	11
市街地面積		ha 4,487	4,487	0
水洗化人口 C		人 243,955	245,857	△ 1,902
行政区域内世帯数		世帯 138,319	138,129	190
処理区域内世帯数		世帯 125,972	125,741	231
水洗化世帯数		世帯 123,565	123,261	304
下水道普及率 B/A		% 90.2	90.1	0.1
水洗化率 C/B		% 97.9	97.9	0
年間総処理水量		m ³ 38,548,696	40,634,978	△ 2,086,282
内 訳	汚水処理水量	m ³ 32,195,557	32,194,243	1,314
	雨水処理水量	m ³ 6,353,139	8,440,735	△ 2,087,596
年間有収水量		m ³ 27,176,653	27,258,645	△ 81,992
一日平均処理水量		m ³ /日 105,613	111,025	△ 5,412
有収率		% 84.4	84.7	△ 0.3
損益勘定所属職員		人 46	52	△ 6
内 訳	管渠部門	人 18	18	0
	ポンプ場部門	人 4	4	0
	処理場部門	人 2	2	0
	その他（総務・管理）部門	人 22	28	△ 6
資本勘定所属職員		人 29	29	0
職員数		人 75	81	△ 6

2 北上川上流流域下水道事業

北上川上流流域下水道都南処理区は、盛岡市を中心とする２市２町の公共下水道区域を対象に、昭和49年度から岩手県が事業主体となって整備促進している事業である。

(1) 全体計画

昭和61年度に策定された北上川上流流域下水道都南処理区の全体計画は、最近では平成29年度に見直しが行われ、令和12年度を目標年次とし、計画区域人口は次表のとおりとなっている。

(単位：ha、人)

都市計画名称	流域関連公共下水道	下水道計画区域面積	計画区域人口
盛岡広域	盛岡市公共下水道	6,380.0	264,470
	滝沢市公共下水道	1,354.8	44,980
	矢巾町公共下水道	1,282.0	21,640
	小 計	9,016.8	331,090
雫 石	雫石町公共下水道	924.0	10,070
合 計		9,940.8	341,160

※ 下水道計画区域面積：令和12年想定市街化区域及び隣接する既存集落

(2) 事業の経過

都南浄化センターは、処理施設（当初計画人口：45万人）のうち、昭和55年4月1日に8分の1系列が完成したことで本市及び都南村が流域下水道へ通水し、施設の稼動を開始した。昭和58年4月には滝沢村、昭和60年4月には矢巾町が流域幹線への通水を開始した。さらに、昭和63年度には雫石幹線及び滝沢1号幹線が完成したことで、平成元年4月から雫石町が通水を開始した。玉山村は、平成12年度から舟田フレックスプラントにより供用開始していたが、平成21年度末に玉山幹線への切替えを行った。また、平成21年度の流域下水道事業計画変更において、盛岡市単独公共下水道中川原処理区を都南処理区に編入した。

(3) 事業計画

下水道法第25の11の規定による事業計画は次のとおりである。（令和5年1月6日変更事業計画策定）

(単位：ha)

市町村 排除方式	盛岡市	滝沢市	矢巾町	雫石町	合 計
分流式	5,491	877	927	808	8,103
合流式	496	0	0	0	496
合 計	5,987	877	927	808	8,599

ア 管渠施設（事業計画）

幹線の名称	位置 上段：起点 下段：終点	内のり寸法 (mm) 上段：最大 下段：最小	延長 (m)	点検箇所数
滝沢1号幹線	盛岡市盛岡駅西通二丁目	○1,650	7,660	1
	滝沢市穴口	○1,100		
滝沢2号幹線	盛岡市上厨川字幅	○800	1,510	-
	滝沢市篠木待場	○800		
中川庄送幹線	盛岡市本宮二丁目	○1,650×2連	490	-
	盛岡市盛岡駅西通二丁目	○1,650×2連		
中央幹線	盛岡市東見前3地割	○2,600	10,180	1
	盛岡市本宮二丁目	○2,200		
雫石幹線	盛岡市本宮三丁目	○900	13,330	7
	雫石町大字繫第6地割	○300×2連		
矢巾幹線	盛岡市東見前3地割	○1,000	5,310	2
	矢巾町大字西徳田第1地割	○400		
都南幹線	盛岡市三本柳13地割	○1,350	3,180	-
	盛岡市東安庭二丁目	○600		
玉山幹線	滝沢市鶴飼笹森	○1,200	23,880	7
	盛岡市好摩字芋田向	○200		
小岩井幹線	雫石町大字繫第6地割	○500	4,510	1
	滝沢市大釜風林	○200		
広宮沢幹線	盛岡市永井16地割	○700	4,330	-
	矢巾町大字広宮沢第10地割	○600		
鶯宿幹線	盛岡市繫字清水端	○150×2連	7,760	9
	雫石町南畑第38地割	○100×2連		
手代森幹線	盛岡市東見前6地割	○800	1,120	-
	盛岡市手代森28地割	○250×2連		
都南放流幹線	盛岡市東見前2地割	□1,750×2連	40	-
	盛岡市東見前2地割	□1,750×2連		
合計			83,300	28

※ 方法：流域下水道管理者による目視調査並びに管口カメラ調査を実施。

※ 頻度：巡回目視点検を3年に1回実施。点検で異常を確認した場合又は10年に1回、管口カメラ及び管内カメラ調査を実施。

イ ポンプ施設（事業計画）

名称	位置	敷地面積 (a)	1 分間の最大揚水量 (m³)	
			晴天時最大	雨天時最大
中川汚水中継ポンプ場	盛岡市盛岡駅西通二丁目	33.03	160	160
高田汚水中継ポンプ場	矢巾町大字高田第15地割	20.40	12.50	
繫汚水中継ポンプ場	盛岡市繫字猿田	5.00	11.2	
舟田汚水中継ポンプ場	盛岡市下田字牡丹野	6.70	4.0	
柴沢汚水中継ポンプ場	盛岡市下田字陣場	13.90	4.0	
巢子汚水中継ポンプ場	滝沢市狼久保	8.30	11.0	
東仙北汚水中継ポンプ場	盛岡市東仙北二丁目	11.21	18.4	
手代森汚水中継ポンプ場	盛岡市東見前 8 地割	11.40 ポンプ場：6.00 進入道路：5.40	5.6	

ウ 終末処理施設（事業計画）

名称		都南浄化センター
位置		盛岡市東見前 1 地割、2 地割及び 3 地割地内
敷地面積		1,690.5a
計画放流水質		BOD 15ml/L
処理方法		標準活性汚泥法
処理能力	晴天日最大	195,600m³
	雨天日最大	306,700m³
計画処理人口		332,760人
摘要		計画下水量(日最大) 154,316m³/日 流入予定水量 BOD 226mg/L SS 172mg/L

(4) 市町村の負担金

北上川上流流域下水道（都南処理区）の建設事業費及び維持管理費については、下水道法第31条の2の規定に基づき、流域関係市町が応分の負担をしている。

ア 建設負担金

建設事業費の負担金については、平成6年度まで全ての流域下水道建設事業費について、計画汚水量の割合に応じて負担していたが、平成7年度に玉山村が流域下水道都南処理区へ編入されたことに伴い、その負担方法について見直した。現在は、「北上川上流流域下水道（都南処理区）全体計画」に基づく計画汚水量及び流下管渠延長で算出した負担割合について、関係市町が覚書を締結し、各市町が建設事業費の一部を負担している。

(ア) 負担割合（平成30年4月1日適用）

区分	名称	盛岡市	滝沢市	雫石町	矢巾町
管渠	滝沢1号幹線	52.67%	47.33%	0.00%	0.00%
	滝沢2号幹線	9.12%	90.88%	0.00%	0.00%
	中央幹線	78.82%	15.44%	4.78%	0.96%
	雫石幹線	37.43%	6.98%	55.59%	0.00%
	矢巾幹線	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
	都南幹線	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	玉山幹線	53.93%	46.07%	0.00%	0.00%
	小岩井幹線	16.45%	42.94%	40.61%	0.00%
	広宮沢幹線	11.07%	0.00%	0.00%	88.93%
	鶯宿幹線	7.74%	0.00%	92.26%	0.00%
	手代森幹線	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%
ポンプ施設	中川汚水中継ポンプ場	78.88%	21.12%	0.00%	0.00%
	高田汚水中継ポンプ場	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
	繋汚水中継ポンプ場	32.80%	7.42%	59.78%	0.00%
	舟田汚水中継ポンプ場	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	柴沢汚水中継ポンプ場	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	巢子汚水中継ポンプ場	37.82%	62.18%	0.00%	0.00%
	東仙北汚水中継ポンプ場	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	手代森汚水中継ポンプ場	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%
処理場	都南浄化センター	77.21%	11.14%	3.77%	7.88%

(イ) 建設負担金額（盛岡市分）

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
74,458	98,735	110,702	182,628	199,703

イ 維持管理負担金

維持管理負担金は、令和3年度まで流域下水道への排水量に応じて負担していた。負担金の対象となる排水量は、流域下水道都南浄化センターに流入した全ての一般排水及びその他排水（雨水及び地下水）である。令和4年度からは総括原価方式へ変更している。負担金単価、排水量、負担金額の推移は次のとおりである。

(7) 負担金単価の推移

～昭和63年度	平成元年度～	4年度～	9年度～	10年度～	13年度～	16年度～
45円80銭/㎥	44円/㎥	45円/㎥	46円/㎥	53円/㎥	50円/㎥	45円/㎥

19年度～	22年度～	25年度～	28年度～	令和元年度～	2年度～	4年度～
43円/㎥	45円/㎥	39円/㎥	43円/㎥	44円/㎥	47円/㎥	総括原価方式

(イ) 流域下水道への排水量と負担金額（盛岡市分）

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
排水量 (㎥)	37,288,011	39,391,531	39,497,750	39,040,324	39,214,396
負担金額 (千円)	2,088,506	2,075,245	2,079,866	1,834,895	1,836,659

- ※ 令和5年度までの排水量は、各市町が接続点で計測した水量を報告し、総処理水量との差分を報告水量比で按分したもの。令和6年度からは流域下水道への流入量を按分したもの。
- ※ 令和4年度までは3月～2月の合計、令和5年度以降は4月から3月の合計となっている。
- ※ 令和4年度から総括原価方式に改定となったため、排水量と負担金額は比例していない。
- ※ 負担金額には消費税額及び地方消費税額を含む。

第 2 章 施設の概要

- 1 管路施設等
- 2 ポンプ施設
- 3 中川原簡易水処理施設（雨水高速処理施設）

1 管路施設等

(1) 管渠延長等

(単位 管渠：m、その他：箇所)

施設 年度	管 渠				その他		
	合 流	汚 水	雨 水	合 計	人 孔	汚水樹	雨水樹
R6	103,360	1,084,621	754,035	1,942,016	41,026	80,940	19,461
R5	103,360	1,079,334	753,545	1,936,239	40,822	80,605	19,456
R4	103,360	1,073,582	752,944	1,929,886	40,637	80,181	19,446
R3	103,360	1,065,102	751,964	1,920,426	40,371	79,663	19,428
R2	103,360	1,059,750	750,127	1,913,237	40,193	78,994	19,392

(2) 管路施設の耐震化率

污水管渠は、平成9年度の下水道指針の改定に伴い、国及び県からの通知により、平成10年度からマンホールと管路の継ぎ手部に可とう性継ぎ手を使うことで耐震性を確保する取組を行っているため、平成10年度以降整備分の耐震性は確保されている。

ア 盛岡市の污水管渠の耐震化率

項 目	延 長	備 考
令和6年度末時点の污水管渠	1,084.6km	(1)
平成10年度以降の污水管渠	387.6km	(2)
令和6年度末の耐震化率	35.7%	(3) = (2) ÷ (1)

イ 盛岡市の合流管渠の耐震化率

項 目	延 長	備 考
令和6年度末時点の合流管渠	103.4km	(1)
平成10年度以降の合流管渠	8.5km	(2)
令和6年度末の耐震化率	8.2%	(3) = (2) ÷ (1)

(3) 管路施設の耐震の考え方

下水道の耐震設計は、地震動に耐える強固な管路を造るという考え方ではなく、下水道の流下能力と流下機能を確保することを目的としており、地震時において管路施設が地震動に拘束された形で動く現象を想定し、管路に可とう性を持たせることで耐震性を確保するものである。

具体的な工法としては、管材において接続部の受け口がゴム輪形であること、マンホールと管渠の接合部分に可とう性を持たせることとなっている。

(4) 管路施設等の維持管理

管路施設は、市民生活との関わりが強く、広範囲に及んでいるため、施設の機能が十分発揮できるよう計画的な維持管理を行っている。

管渠清掃は、管渠機能の保持、雨天時における合流管からの越流水による公共用水域の水質汚濁防止を図る等、管路施設の維持管理において最も重要な業務の一つである。また、清掃による管渠機能の保持と併せて、施設損傷による機能低下や道路陥没事故等の未然防止、建築工事や他の地下埋設物工事等による施設損傷の防止を図るため、巡視を行っている。

ア 管路の清掃、補修実績

内容 年度	管 路 清 掃		管 路 補 修		
	管渠(m)	枿(箇所)	管渠(m)	人孔(箇所)	枿(箇所)
R6	38,291	1,863	139	72	40
R5	30,753	2,201	134	141	21
R4	31,098	2,157	274	153	49
R3	37,191	1,744	161	271	42
R2	45,833	1,733	122	331	73

イ 施設損傷等の対応状況

施設補修修繕は、マンホール蓋と路面との段差解消、磨耗・ガタツキの著しい蓋の取替、破損した施設の修繕等を随時行っている。また、昭和54年度から松園地区等において浸入水の止水補修を行ってきたほか、平成25年度からは、桜台団地・月が丘団地・湯沢団地・小鳥沢団地・松園団地のほか、東見前地区・西見前地区・永井地区等の住宅団地においても、業務委託・直営併用による不明水調査及び止水修繕等に集中的に取り組み、不明水の削減に努めている

(単位：件)

内容 年度	閉 塞	破 損	陥没等	悪 臭	水質異常	マンホール 騒音	その他	合 計
R6	16	194	6	3	12	2	61	294
R5	31	340	24	7	11	5	81	499
R4	47	520	21	6	13	8	77	692
R3	38	534	15	7	7	20	65	686
R2	95	404	16	4	9	15	34	577

ウ 不明水対策実施地区における流域接続点年間流入量の推移(m³)

地区 年度	西見前地区 (中2南)	東見前地区 (中2北)	永井地区 (中5-1)	湯沢地区 (中6)	計	年間降水量 (mm)
R6	625,942	609,476	使用停止	使用停止	(1,235,418)	1,430
R5	547,840	523,808	計測不能	582,253	(1,653,901)	1,457
R4	572,152	588,463	計測不能	588,973	(1,749,588)	1,382
R3	514,669	577,131	計測不能	639,145	(1,730,945)	1,250
R2	533,799	528,660	計測不能	626,730	(1,689,189)	1,470

※()内は流域下水道接続点名称である

(5) 施設の維持管理費

(単位：千円)

経費別 年度	一般管理費	ポンプ場費	処理場費	下水管渠費 (うち玉山地域)	合 計
R6	173,371	141,525	145,839	191,748 (7,621)	652,483
R5	167,689	121,044	213,770	193,298 (7,294)	695,801
R4	182,642	114,057	182,554	228,524 (9,633)	707,777
R3	180,779	147,184	156,203	242,794 (8,513)	726,960
R2	195,418	105,025	123,616	180,873 (8,714)	604,932

※一般管理費は、人件費（給料、諸手当、法定福利費及び厚生費の計）を計上した。

(6) 水路等清掃及び施設損傷等の対応状況

(単位：件)

年度	水路等清掃		破損	浚渫	清掃	草刈	立木 伐採	水質 異常	不法 投棄	要望・ 調査 その他	合計
	管渠 (m)	枺 (箇所)									
R6	20	4	49	6	13	34	25	6	2	198 (182)	337 (182)
R5	270	9	105	9	16	32	3	6	1	341 (182)	522 (182)
R4	755	0	47	11	8	37	20	7	0	358 (173)	488 (173)
R3	952	0	31	14	16	147	32	5	4	626 (168)	875 (168)
R2	2,529	0	39	21	14	176	20	15	3	666 (472)	954 (472)

() の数値はスクリーン清掃等定期作業実績

2 ポンプ施設

(1) 汚水中継ポンプ場

施設の名称	松園汚水中継ポンプ場	松園第二汚水中継ポンプ場	蛇島汚水中継ポンプ場	上赤平汚水中継ポンプ場
運転開始年月	昭和 53. 4	昭和 63. 11	平成 元. 4	平成 2. 4
敷地面積 (㎡)	1,653	2,377	500	507
一日最大汚水量 (㎥/日)	7,200	6,048	1,728	2,880
計画排水人口 (人)	6,060	7,900	1,860	3,000
計画汚水量 (㎥/日)	2,910	3,792	1,136	1,830
工期	昭和 50～51年度	昭和 60～62年度	昭和 61～平成元年度	昭和 63～平成2年度
総事業費 (千円)	478,000	511,000	466,000	587,000
所在地	東松園四丁目 1 番15号	小鳥沢一丁目28番16号	箱清水二丁目 6 番30号	黒石野三丁目24番40号

(2) 主なマンホールポンプ場

施設の名称	名乗沢第一マンホールポンプ場	名乗沢第二マンホールポンプ場
運転開始年月	平成 18. 7	
敷地面積 (㎡)	266	237
工期	平成16～17年度	
一日最大汚水量 (㎥/日)	4,838	
総事業費 (千円)	332,000	
所在地	上米内字名乗沢21番地 3	山岸字大平99番地148

(3) 雨水ポンプ場

施設の名称	大沢川原雨水ポンプ場	神子田雨水ポンプ場	下道雨水ポンプ場	中川雨水ポンプ場
運転開始年月	昭和 30. 4	昭和 38. 4	昭和 45. 4	昭和 62. 4
敷地面積 (㎡)	756	2,530	1,463	1,486
排水面積 (ha)	178.25	58.13	51.22	20.50
放流先計画放流量	中津川 2.558m ³ /sec	北上川 1.927m ³ /sec	北上川 3.497m ³ /sec	雫石川 2.348m ³ /sec
沈砂池	巾5.8m×長14.0m×1池 有効水深 1.900m	巾4.275m×長10.2m×2池 有効水深 0.710m	巾1.5m×長12.5m×2池 有効水深 1.345m 巾3.0m×長12.5m×2池 有効水深 1.345m	巾3.2m×長8.1m×3池 有効水深 3.000m
付属施設	○自動除塵機 1基 ○ポンプ設備 ①斜流ポンプ口径700mm ディーゼル機関 65HP 揚水量64m ³ /min 2台 ②斜流ポンプ口径1,000mm ディーゼル機関 125HP 揚水量129m ³ /min 1台 ○発電設備 100kVA	○自動除塵機 2基 ○斜流ポンプ口径700mm ディーゼル機関 90HP 揚水量 64m ³ /min 3台 ○発電設備 30kVA	○自動除塵機 4基 ○ポンプ設備 ①斜流ポンプ口径800mm ディーゼル機関 160HP 揚水量 83m ³ /min 1台 ②斜流ポンプ口径700mm ディーゼル機関 130HP 揚水量 64m ³ /min 2台 ③斜流ポンプ口径500mm 電動機 37kw 揚水量27.5m ³ /min 2台 ○発電設備 150kVA	○自動除塵機 1基 ○斜流ポンプ口径700mm ディーゼル機関 120HP 揚水量 55m ³ /min 1台 ○発電設備 100kVA
所在地	大沢川原一丁目 5 番20号	鉾屋町11番14号	神子田町 9 番34号	盛岡駅西通二丁目18番11号

施設の名称	中川原雨水ポンプ場	三本柳ポンプゲート場	東見前ポンプゲート場
運転開始年月	平成 10. 4	平成 22. 4	平成 31. 4
敷地面積 (㎡)	1,954	6,000	6,000
排水面積 (ha)	62.60	142.00	122.00
放流先計画放流量	北上川 4.710m ³ /sec	北上川 60m ³ /min	北上川 60m ³ /min
沈砂池	-	-	-
付属施設	○スクリーンポンプ口径 2,200mm ディーゼル機関 225HP 揚水量 96m ³ /min 1台 ○発電設備 62.5kVA	○ポンプ設備 2基 横軸水中軸流ポンプ 口径500mm 排水量 30m ³ /min 出力 35kw ○ゲート 鋼板製電動ローラゲート 幅 3,000mm×高さ 2,000mm ○自動除塵機 背面降下前面掻揚式除塵機 (引上式) 幅 2,750mm×深さ 3,700mm 目幅 50mm ○高圧受変電設備 (ポンプゲート盤、計装監視盤) 屋外自立閉鎖型 420V、150kVA ○自家発電装置 ラジエータ冷却式ディーゼル発電 機 150kVA ○高圧洗浄装置 温水洗浄機 1.4m ³ /時×8Mpa 3.7kW ○投げ込み式水位計 内水位、外水位	○ポンプ設備 2基 横軸水中軸流ポンプ 口径500mm 排水量 30m ³ /min 出力 37kw ○ゲート 鋼板製電動ローラゲート 幅 3,000mm×高さ 1,800mm ○自動除塵機 背面降下前面掻揚式除塵機 (引上式) 幅 3,000mm×深さ 5,000mm 目幅 40mm ○高圧受変電設備 (ポンプゲート盤、計装監視盤) 屋外自立閉鎖型 420V、200kVA ○自家発電装置 低騒音パッケージ型ディーゼル 発電機 200kVA ○投げ込み式水位計 内水位、外水位
所在地	東安庭二丁目 9 番	三本柳25地割	東見前 7 地割

(4) ポンプ場の維持管理

ポンプ場施設として、汚水中継ポンプ場4施設と雨水ポンプ場5施設（合流区域内3施設、分流区域内2施設）、ポンプゲート場を2施設設置している。また、その他の重要なマンホールポンプ場として2施設を設置している。

汚水中継ポンプ場は、自然流下で対応できない低い地域からの汚水を揚水し、処理場へ圧送している。また、雨水ポンプ場及びポンプゲート場は、降雨時の市街地浸水を防止するために運転を行っている。

ア 汚水中継ポンプ場等

汚水中継ポンプ場は、流域関連公共下水道として松園、松園第二、蛇島及び上赤平の各汚水中継ポンプ場がそれぞれ稼働している。また、その他の重要なマンホールポンプ場として名乗沢第一及び名乗沢第二マンホールポンプ場が稼働している。

汚水は、ポンプ場施設で砂やゴミを除去した上、流域下水道幹線を経由して都南浄化センターへ送水している。

なお、除去した砂等は業者委託により場外搬出処分している。

これらのポンプ場は、緊急時を除き無人で自動運転を行っており、中川原簡易水処理施設において、それぞれ遠方監視制御している。

(ア) 流量積算

(単位：m³/年)

年度 \ ポンプ場	松 園	松園第二	蛇 島	上 赤 平
R6	336,925	600,334	205,525	347,374
R5	369,254	604,536	208,345	354,682
R4	370,716	613,651	206,276	353,105
R3	355,274	611,314	205,331	368,846
R2	374,266	636,063	207,962	353,656

イ 雨水ポンプ場

雨水ポンプ場は5施設稼働しており、降雨等により河川が増水した場合、自然放流ができなくなる低地の雨水をポンプで強制排水することにより、市街地等の浸水を防止している。

合流区域内の雨水ポンプ場は3施設であり、晴天時には流入した下水の砂やゴミを除去したうえで流域下水道幹線を経由して、北上川上流流域下水道都南浄化センターへそれぞれ送水している。また、降雨により下水の流入量が増大し、各ポンプ場からの送水能力を超える下水は、ポンプ場から河川へ放流している。

なお、全ての雨水ポンプ場のポンプ設備については、雨天時の初動対応として自動起動する機能を備えており、常時、中川原簡易水処理施設において遠方監視制御している。

分流区域内にある中川・中川原各雨水ポンプ場では、通常自然放流により雨水を排除しているが、放流先である河川の水位上昇等により自然放流ができなくなると、雨水ポンプが自動運転され、強制的に雨水を排除する。こちらの中川原簡易水処理施設から遠方監視制御している。

ポンプ場は、ポンプ設備のほか、雨水と共に流入する砂やゴミを除去する沈砂池及びスクリーンが設置されているが、中川原雨水ポンプ場は、雨水ポンプにスクリー式を採用したことによって沈砂池及びスクリーン設備が不要な施設となっている。

雨 水 ポンプ場	年度	揚水量 (放流水) (m³)	雨水ポンプ		沈砂池	
			運転日数 (日)	運転時間 (時間)	沈砂総量 (t)	し渣総量 (t)
大沢川原	R6	174,377	17	38	1.07	0.0
	R5	216,737	13	47	0.0	0.0
	R4	109,446	13	25	0.0	0.0
	R3	49,259	7	11	0.0	0.0
	R2	159,794	14	38	0.0	0.0
神子田	R6	83,776	6	22	15.83	2.905
	R5	73,856	9	19	18.61	2.820
	R4	51,648	6	13	23.20	4.560
	R3	5,696	2	2	13.27	3.035
	R2	80,064	10	21	17.66	3.755
下 道	R6	68,745	10	16	16.10	0.39
	R5	25,769	7	7	18.43	0.39
	R4	25,578	7	6	34.45	0.80
	R3	2,304	1	0.6	10.40	0.65
	R2	44,028	10	12	14.40	0.65
中 川	R6	0	0	0	0.0	0.0
	R5	6,105	1	2	0.0	0.0
	R4	0	0	0	0.0	0.0
	R3	0	0	0	0.0	0.0
	R2	0	0	0	0.0	0.0
中川原	R6	0	0	0	—	—
	R5	0	0	0	—	—
	R4	2,592	1	0.5	—	—
	R3	0	0	0	—	—
	R2	2,304	1	0.4	—	—

ウ 三本柳ポンプゲート場

三本柳ポンプゲート場は、平成19年9月の降雨により北上川が増水し、見前ニュータウン～鴨助堰排水樋管付近（三本柳25地割）において雨水を自然放流できなくなり、床上浸水等の被害が発生したことから、ポンプで強制排水することにより、三本柳地区の浸水被害の軽減及び解消を図ることを目的として整備されたものである。

当該施設は、水路幅3m、水路高3.3m、施設延長約19mの鉄筋コンクリート造となっており、吐出水槽は地上高3.6mと北上川の堤防高とほぼ同等の高さを確保している。

このコンクリート構造物に、ポンプゲート施設を構成する水門と一体となった雨水ポンプ2基及び雨水と一緒に流下してくるゴミ等を取り除く除塵機を設置し、さらに下流部の敷地内に

は、ポンプゲートの起動に必要となる電力供給設備や運転制御設備、災害等に伴う停電時においてもポンプゲートの稼働が可能となる、自家用発電設備を設置しており、中川原簡易水処理施設から遠方監視制御している。

場内の地下には、鴨助堰幹線と北上川右岸第二排水区幹線の2本が埋設されており、このうち北上川右岸第二排水区幹線については、北上川の水位が上昇し規定水位に達すると、逆流防止のため幅 3.0m、高さ 2.0mの鋼製の水門が降下し、口径 500mm、毎分30m³の吐出能力のある雨水ポンプ2台により、最大毎分60m³の雨水を強制排除することが可能な施設であり、平成22年4月から稼働している。

エ 東見前ポンプゲート場

東見前ポンプゲート場の受持つ北上川右岸第三排水区は地盤高が低く、放流先である北上川の水位が上昇すると自然流下で内水排除できない地形となっており、浸水被害が多発していた。

このため、早期に浸水被害軽減を図り、幹線整備や都市化の進展に併せて段階的に整備を進めるため、小規模な施設で早期に効果を発現できるポンプゲート式小規模排水機場を整備したものである。

当該施設は、水路幅 3 m、水路高 4.5m、施設延長約20mの鉄筋コンクリート構造物に、扉体に雨水ポンプ2基を有する水門、雨水と一緒に流下してくるゴミ等を取り除く除塵機を設置した構造となっている。敷地内にはポンプゲートの起動に必要となる電力供給設備や運転制御設備、停電時においてもポンプゲートの稼働が可能となる自家用発電設備を設置しており、中川原簡易水処理施設から遠方監視制御している。北上川の水位が上昇し規定水位に達すると、逆流防止のため幅 3.0m、高さ 1.8mの鋼製の水門が降下し、口径 500mm、毎分30m³の吐出能力のある雨水ポンプ2台により、最大毎分60m³の雨水を強制排除することが可能な施設である。

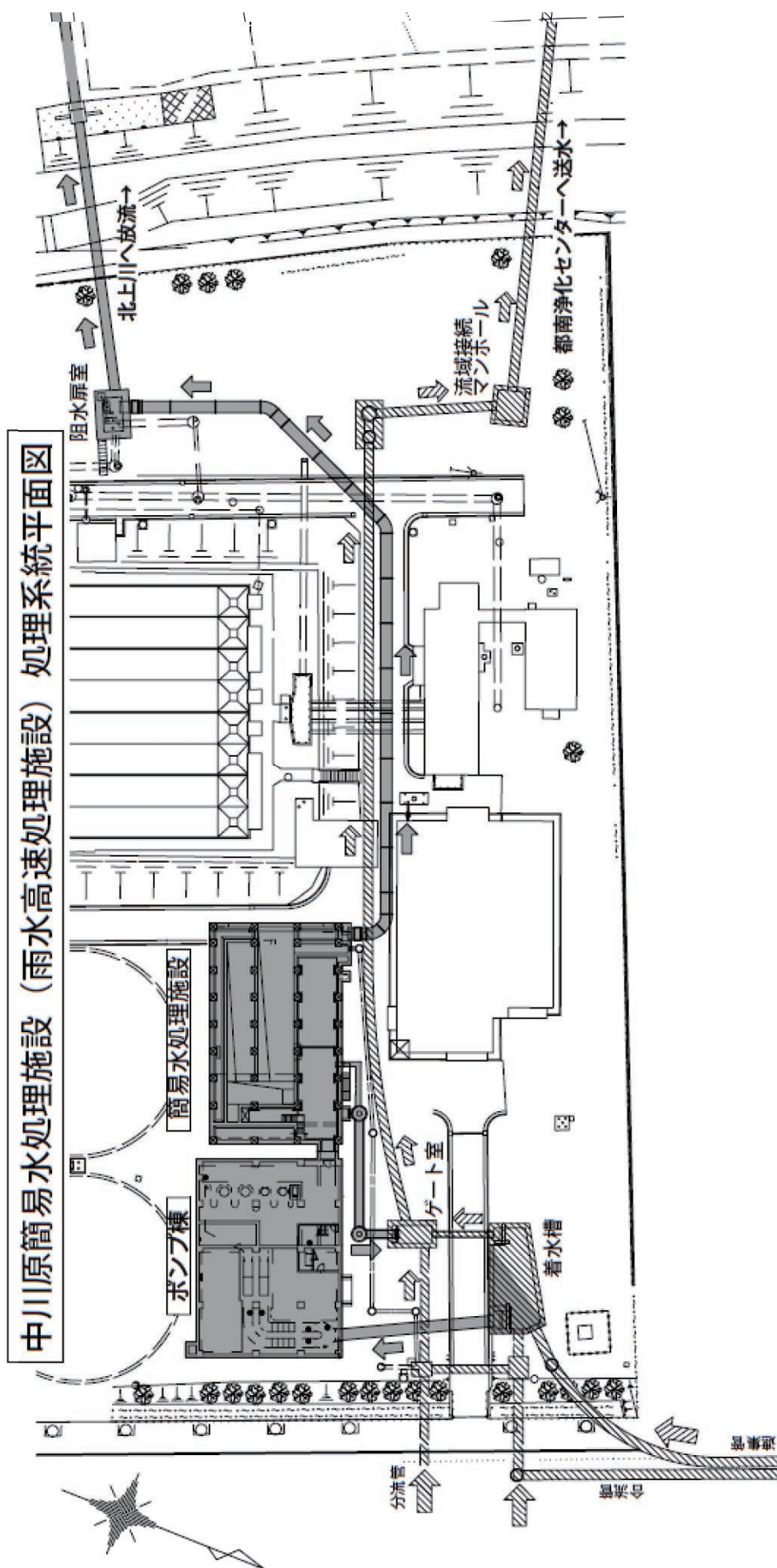
3 中川原簡易水処理施設(雨水高速処理施設)

中川原簡易水処理施設は、「盛岡市合流式下水道緊急改善計画」に基づき「汚濁負荷量の削減」を達成することを目標に整備された施設である。雨天時、合流区域内から集められた下水は、特殊ろ材で高速処理され、分流区域並みに放流水質が改善されている。

所在地	盛岡市東安庭二丁目8番3号
処理区域面積	312ha
形式	雨天時高速下水処理システム
処理能力	197,000m ³ /日
総事業費	31億7774万円
工期	平成20～24年度
運転開始	平成25年4月1日
ポンプ施設	鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階建 立軸斜流ポンプ（電動機駆動） 2台 （ $\phi 500\text{mm} \times 34.5\text{m}^3/\text{min} \times 14.7\text{m} \times 735\text{min}^{-1}$ ） 立軸斜流ポンプ（エンジン駆動） 2台 （ $\phi 700\text{mm} \times 69.0\text{m}^3/\text{min} \times 14.6\text{m} \times 592\text{min}^{-1}$ ） 冷却設備 1式 脱臭装置 1式 連続式自動除塵機 2基 （水路幅1200mm×深さ4000mm×目幅25mm） し渣洗浄機・脱水機 1基 し渣搬出機 3基 し渣貯留ホッパ 1基 電気設備 1式
簡易水処理施設	鉄筋コンクリート造 地上1階、地下1階建 高速ろ過池 12池 （W4.60m×L3.30m×H4.00m） 洗浄排水ポンプ 3基 洗浄排水弁 24基 ゲート・可動堰 4基 空気圧縮機 2基 ろ材洗浄用井戸 2基
付帯施設	着水槽 1基 ゲート室 1基 導水渠 $\phi 1500$ 100.17m

(1) 稼働実績

年度	処理日数（日）	処理水量（m ³ ）	No1～No4ポンプ稼働（延べ）時間 （時間：分）
R6	84	1,260,685	965：29
R5	104	1,243,447	872：12
R4	90	878,495	911：21
R3	72	606,170	529：23
R2	69	806,167	804：48



・晴天時処理系統

合流・分流汚水 → ゲート室 → 流域接続マンホール → 都南浄化センター

・雨天時処理系統

合流・分流汚水 → 着水槽 → ポンプ棟 → 簡易水処理施設 → 阻水扉室 → 北上川

ろ材で取り除かれた汚濁物質 → ゲート室 → 流域接続マンホール → 都南浄化センター

第3章 事業の状況等

- 1 整備計画及び整備状況
- 2 水洗化等の普及状況
- 3 電力使用量
- 4 下水道使用料
- 5 汚水処理原価等

1 整備計画及び整備状況

盛岡市の下水道整備は、令和12年度を目標とした盛岡市公共下水道全体計画（面積 6,080ha、計画人口 259,412人）に基づき事業を進めており、行政人口に対する処理区域内人口の割合を示す人口普及率は、令和6年度末で90.2%（行政人口 275,739人、処理区域内人口 248,969人）である。また、事業計画区域面積に対する整備区域面積の割合を示す整備率は88.2%（事業計画区域面積 5,774.8ha、整備区域面積5,096.36ha）である。

(1) 整備状況

ア 汚水の整備状況（令和7年3月31日現在）

（単位：ha、人）

下水道区分		流域関連公共下水道		
処理区分		都南		
排除区分		合流区	分流区	計
全体計画	面積	496.0	5,584.0	6,080.0
	人口	33,250	226,162	259,412
事業計画	面積	496.0	5,278.8	5,774.8
	人口	32,390	224,161	256,551
汚水整備状況	整備区域	面積	496.0	4,600.3
		人口	33,033	215,936
	処理区域	面積	496.0	4,598.2
		人口	33,033	215,936

※ 全体計画は、令和12年度を目標年度としている。

イ 雨水の整備状況（令和7年3月31日現在）

雨水整備状況	
事業計画区域面積(A)	4,819.2 ha
整備面積(B)	3,326.8 ha
整備率(B/A)	69.0 %

※ 整備面積には、合流分のうち 496haを含む。

ウ ポンプ場及び終末処理場（令和7年3月31日現在）

	処理区分		全体計画			事業計画			整備状況		
			合流区	分流区	計	合流区	分流区	計	合流区	分流区	計
ポンプ施設	都南	汚水	—	4	4	—	4	4	—	4	4
		雨水	3	5	8	3	5	8	3	4	7
処理施設	都南		流域下水道接続								

(2) 計画下水量

ア 計画汚水量（全体計画）

（単位：m³/日）

	家 庭	地 下 水	工 場	そ の 他	計
日 平 均	73,101	14,271	4,419	2,500	94,291
日 最 大	97,068	14,271	4,419	3,135	118,893
時間最大	146,196	14,271	8,838	4,710	174,015

イ 計画雨水量

$Q = 1/360 C \cdot I \cdot A$ （合理式）

Q : 最大計画雨水流出量（m³/sec）

C : 流出係数

I : 流達時間内の平均降雨強度（mm/hr）

降雨強度式 $I = 2775 / (t + 15)$ （タルボット型・8年確率）

t : 流達時間〔t₁（流入）+ t₂（流下）〕

A : 排水面積（ha）

※ 流出係数

区域内訳	流出係数	適用する排水区
計画区域内	0.70	・ 駅前南 ・ 中川第一及び第二の区画整理区域
	0.60	・ 中川第一及び第二の区画整理区域外 ・ 駅前北通、駅前北、駅前中央
	0.50	上記以外の排水区
流入区域	0.30	平 地
	0.20	山 地

2 水洗化等の普及状況

公共下水道が整備され、公共下水道処理区域として供用開始の告示がされた区域内では、公共下水道へ下水を排除するための排水設備の設置や、くみ取り便所の水洗便所への改造等が下水道法で義務づけられている。そのため、水洗化普及促進のために各種の助成制度を設けているほか（補助・融資制度 173ページを参照）、公共下水道整備工事の前後に行っている説明会の実施により水洗化普及を促進している。下表は、過去10年の水洗化普及状況の推移を示している。

令和7年3月31日現在

	行政区域内 人口 (人)	世帯数 (世帯)	処理区域内 人口 (人)	世帯数 (世帯)	水洗化 人口 (人)	世帯数 (世帯)	水洗化 率 (%)	下水道 普及率 (%)
R6	275,739	138,319	248,969	125,972	243,955	123,565	98.0	90.2
R5	278,410	138,129	251,108	125,741	245,857	123,261	98.0	90.1
R4	281,607	138,184	253,790	125,787	248,132	123,140	97.8	90.1
R3	284,044	137,599	255,549	125,140	249,528	122,356	97.7	89.9
R2	285,859	137,161	256,890	124,698	250,827	121,924	97.7	89.8
R1	287,326	136,198	257,766	123,710	251,543	120,885	97.7	89.7
H30	288,816	135,340	258,360	122,718	251,731	119,741	97.5	89.4
H29	290,456	134,643	259,228	121,935	252,427	118,910	97.5	89.2
H28	292,014	134,007	258,475	120,753	251,160	117,512	97.3	88.5
H27	292,980	133,250	259,120	120,147	251,299	116,709	97.1	88.4

上記の水洗化率は、公共下水道が整備された区域内（処理区域内）で水洗化している世帯の割合を示すため、下記の式で計算される。

【水洗化率＝水洗化世帯数／処理区域内世帯数】

なお、121ページの水洗化率は、水洗化人口／現在処理区域内人口で計算したものであり、上記の水洗化率とは数値が異なるものである。

一方、下水道普及率は市町村の行政区域内の人口に対して、公共下水道への接続の有無にかかわらず接続可能な人口の割合を示すため、下記の式で計算される。

【下水道普及率＝処理区域内人口／行政区域内人口】

3 電力使用量

(1) 汚水中継ポンプ場・マンホールポンプ場（分流）

区分	松園汚水中継ポンプ場		松園第二汚水中継ポンプ場		蛇島汚水中継ポンプ場	
項目	電力量	料金	電力量	料金	電力量	料金
年度	年間 (kwh)	年間 (円)	年間 (kwh)	年間 (円)	年間 (kwh)	年間 (円)
R6	116,231	4,822,951	169,751	5,452,919	102,427	3,242,303
R5	121,074	4,097,260	168,875	4,639,803	102,807	2,823,843
R4	130,759	4,900,996	187,396	5,934,983	109,908	3,437,938
R3	128,542	3,758,764	172,062	4,113,668	100,878	2,371,489
R2	136,802	3,695,402	172,651	3,840,425	107,882	2,300,641

区分	上赤平汚水中継ポンプ場		名乗沢第一マンホールポンプ場		名乗沢第二マンホールポンプ場	
項目	電力量	料金	電力量	料金	電力量	料金
年度	年間 (kwh)	年間 (円)	年間 (kwh)	年間 (円)	年間 (kwh)	年間 (円)
R6	122,685	4,008,525	31,102	1,378,542	60,518	2,766,289
R5	118,616	3,396,526	33,918	1,301,904	70,527	2,479,859
R4	125,411	4,035,930	33,281	1,408,006	72,138	2,844,055
R3	122,479	2,917,336	31,103	1,276,025	62,557	2,070,421
R2	122,394	2,745,107	31,198	1,214,498	65,905	2,022,861

区分	計	
項目	電力量	料金
年度	年間 (kwh)	年間 (円)
R6	602,714	21,671,529
R5	615,817	18,739,195
R4	658,893	22,561,908
R3	617,621	16,507,703
R2	636,832	15,818,934

(2) 雨水ポンプ場（合流）

区分	大沢川原雨水ポンプ場		神子田雨水ポンプ場		下道雨水ポンプ場	
項目	電力量	料金	電力量	料金	電力量	料金
年度	年間 (kwh)	年間 (円)	年間 (kwh)	年間 (円)	年間 (kwh)	年間 (円)
R6	68,273	2,211,685	98,728	3,303,718	66,972	2,529,148
R5	63,134	1,873,070	96,556	2,734,143	69,492	2,195,182
R4	79,027	2,625,704	98,506	3,302,763	74,883	2,688,711
R3	65,293	1,645,637	97,130	2,470,903	64,529	1,821,304
R2	63,357	1,438,137	89,467	2,130,927	73,836	1,833,907

区分	計	
項目	電力量	料金
年度	年間 (kwh)	年間 (円)
R6	233,973	8,044,551
R5	229,182	6,802,395
R4	252,416	8,617,178
R3	226,952	5,937,844
R2	226,660	5,402,971

(3) 雨水ポンプ場（分流）

区分	中川雨水ポンプ場		中川原雨水ポンプ場		計	
項目 年度	電力量	料金	電力量	料金	電力量	料金
	年間 (kwh)	年間 (円)	年間 (kwh)	年間 (円)	年間 (kwh)	年間 (円)
R6	60,437	1,701,942	52,422	1,574,265	112,859	3,276,207
R5	54,584	1,337,911	53,696	1,386,686	108,280	2,724,597
R4	54,060	1,570,704	58,401	1,776,513	112,461	3,347,217
R3	51,108	1,077,983	55,219	1,236,795	106,327	2,314,778
R2	52,834	1,032,684	51,082	1,037,795	103,916	2,070,479

(4) 簡易水処理施設

区分	中川原簡易水処理施設	
項目 年度	電力量	料金
	年間 (kwh)	年間 (円)
R6	410,398	16,458,955
R5	391,770	13,112,087
R4	380,010	14,382,372
R3	348,179	11,169,076
R2	385,348	10,907,310

(5) ポンプゲート場、流量計、マンホールポンプ、水門

区分	三本柳ポンプゲート場		東見前ポンプゲート場		流域接続点流量計（3か所）	
項目 年度	電力量	料金	電力量	料金	電力量	料金
	年間 (kwh)	年間 (円)	年間 (kwh)	年間 (円)	年間 (kwh)	年間 (円)
R6	10,476	1,291,347	15,839	533,284	508	101,121
R5	10,578	786,527	15,962	625,629	9,030	517,183
R4	11,308	698,629	16,869	643,695	11,464	660,029
R3	10,319	517,270	16,279	392,271	14,060	715,653
R2	10,705	540,274	15,915	437,943	15,778	676,923

区分	マンホールポンプ（39か所）		水門（9か所）		計	
項目 年度	電力量	料金	電力量	料金	電力量	料金
	年間 (kwh)	年間 (円)	年間 (kwh)	年間 (円)	年間 (kwh)	年間 (円)
R6	71,465	4,981,175	4,177	298,990	102,465	7,205,917
R5	72,924	4,696,442	4,046	278,661	112,540	6,904,442
R4	68,500	4,836,527	4,380	292,143	112,521	7,131,023
R3	65,666	4,566,762	5,038	295,013	111,362	6,486,969
R2	65,549	4,450,677	3,757	232,225	111,704	6,338,042

(6) 電気使用量合計

区分	公共下水道事業 ①		農業集落排水事業 ②		全体計（①＋②）	
項目 年度	電力量	料金	電力量	料金	電力量	料金
	年間 (kwh)	年間 (円)	年間 (kwh)	年間 (円)	年間 (kwh)	年間 (円)
R6	1,462,409	56,657,159	1,004,007	29,116,572	2,466,416	85,773,731
R5	1,457,589	48,282,716	1,024,145	27,465,334	2,481,734	75,748,050
R4	1,516,301	56,039,698	1,036,300	30,809,299	2,552,601	86,848,997
R3	1,410,441	42,416,370	1,079,591	25,832,121	2,490,032	68,248,491
R2	1,464,460	40,537,736	1,118,273	24,410,901	2,582,733	64,948,637

※農業集落排水事業の電気使用量内訳は179～180ページに記載。

4 下水道使用料

(1) 有収水量

(単位：m³)

区分 年度	水 道	井戸水	臨 時	合 計
R6	24,953,495	2,219,884	3,274	27,176,653
R5	25,057,979	2,197,602	3,064	27,258,645
R4	25,109,674	2,144,240	3,724	27,257,638
R3	25,471,200	2,193,566	3,625	27,668,391
R2	25,713,184	2,129,417	1,821	27,844,422

(2) 使用料調定額及び件数（現年度分調定額（税抜））

(単位：円、件)

区分 年度		水 道	井戸水	臨 時	合 計
R6	調定額	3,764,778,451	354,230,087	898,906	4,119,907,444
	件数	804,856	18,775	95	823,726
R5	調定額	3,776,924,946	350,489,898	841,253	4,128,256,097
	件数	801,055	19,185	95	820,335
R4	調定額	3,763,189,314	343,756,809	1,022,447	4,107,968,570
	件 数	795,904	19,562	80	815,546
R3	調定額	3,801,320,188	353,385,918	995,246	4,155,701,352
	件 数	789,401	20,040	36	809,477
R2	調定額	3,820,650,423	353,069,600	499,973	4,174,219,996
	件 数	782,006	20,323	51	802,380

(3) 使用料収納額及び件数（現年度分収納額（税抜））

(単位：円、件)

区分 年度		水 道	井戸水	臨 時	合 計
R6	収納額	3,273,677,952	268,213,255	812,420	3,542,703,627
	件 数	755,941	15,577	94	771,612
R5	収納額	3,280,367,902	261,396,980	751,196	3,542,516,078
	件 数	752,090	15,914	93	768,099
R4	収納額	3,223,027,324	252,098,968	863,755	3,475,990,047
	件 数	747,784	16,240	78	764,102
R3	収納額	3,252,910,883	249,513,195	1,001,560	3,503,425,638
	件 数	738,472	15,662	36	754,170
R2	収納額	3,256,239,778	254,675,568	443,688	3,511,359,034
	件 数	733,676	16,991	51	750,718

5 污水处理原価等

年 度 項 目			令和6年度		令和5年度		令和4年度	
			金 額 等	構成比 (%)	金 額 等	構成比 (%)	金 額 等	構成比 (%)
汚水 処理費	維持 管理費	人 件 費	207,478 千円	5.04	177,219 千円	4.29	199,379 千円	4.85
		動 力 費	35,614 千円	0.86	28,058 千円	0.68	31,540 千円	0.77
		修 繕 費	95,753 千円	2.32	109,804 千円	2.66	141,884 千円	3.45
		委 託 料	131,427 千円	3.19	163,606 千円	3.96	148,919 千円	3.63
		流域負担金	1,532,473 千円	37.21	1,490,682 千円	36.12	1,535,841 千円	37.40
		そ の 他	231,949 千円	5.63	235,201 千円	5.70	254,152 千円	6.19
	資本 費	小 計 A	2,234,694 千円	54.25	2,204,570 千円	53.41	2,311,715 千円	56.29
		減価償却費	1,702,041 千円	41.33	1,723,788 千円	41.77	1,575,445 千円	38.36
		支払利息	181,866 千円	4.42	198,562 千円	4.81	219,517 千円	5.35
		小 計 B	1,883,907 千円	45.74	1,922,350 千円	46.58	1,794,962 千円	43.71
	合 計 C		4,118,601 千円	99.99	4,126,920 千円	99.99	4,106,677 千円	100.00
有収水量 D		27,176,653 m³		27,258,645 m³		27,257,638 m³		
污水处理原価 C/D		151.55 円/m³		151.40 円/m³		150.66 円/m³		
維持管理費 A/D		82.23 円/m³		80.88 円/m³		84.81 円/m³		
資本費 B/D		69.32 円/m³		70.52 円/m³		65.85 円/m³		
使用料収入 E		4,119,907 千円		4,128,256 千円		4,107,968 千円		
使用料単価 E/D		151.60 円/m³		151.45 円/m³		150.71 円/m³		
使用料回収率 E/C		100.03 %		100.03 %		100.03 %		
維持管理費 E/A		184.36 %		187.26 %		177.70 %		
資本費 (E-A)/B		100.07 %		100.07 %		100.07 %		

(備考) 消費税額及び地方消費税額を除く。

○参考資料

- 1 沿革と経過
- 2 下水道法事業計画認可及び策定の経緯
- 3 水質規制
- 4 下水道事業のあゆみ
- 5 下水道使用料等の推移
- 6 下水道事業受益者負担金
- 7 各種補助・融資制度

(図) 盛岡市公共下水道計画一般図(汚水)

(図) 盛岡市公共下水道計画一般図(汚水・玉山地域)

(図) 盛岡市公共下水道計画一般図(雨水)

1 沿革と経過

(1) 下水道事業の着手

盛岡市の下水道事業は、昭和28年度に市の中央部にあたる菜園排水区を対象に、計画面積150.30ha、計画人口30,060人の4か年の継続事業として着手したことに始まる。当初の下水道計画は、市中心部の降雨による氾濫から浸水を防ぐことを主な目的としており、汚水と雨水を同じ管路で流す合流式によって整備した。以来、市街化の進展に伴い、昭和35年度に第一次拡張として仁王田甫・南排水区の計画面積107.25ha、計画人口18,804人、昭和39年度には第二次拡張として内丸・上田・北・東排水区の計画面積417.35ha、計画人口67,267人を加え、北上川左岸旧市街地の整備が図られた。これらの地域の管路整備と並行して下水処理場の建設が進められ、昭和40年4月に中川原終末処理場が供用開始した（平成25年3月に廃止、流域関連公共下水道に切替え）。

(2) 下水道完備の団地整備

昭和40年、岩手県住宅供給公社と共同で、下水道施設を完備したモデル住宅区域「観武台団地」を造成した。これにより、計画面積24.65ha、計画人口3,400人を追加し、昭和41年5月から観武台終末処理場の運転を開始した（平成4年3月に廃止、流域関連公共下水道に切替え）。

昭和45年、同住宅供給公社が新市街地事業として「松園ニュータウン」の造成に着手し、松園処理区の計画面積214.95ha、計画人口21,500人を追加し、昭和47年7月から松園終末処理場（分流式）の運転を開始した（平成14年3月に廃止、流域関連公共下水道に切替え）。

(3) 盛岡広域公共下水道事業の発足

昭和44年、新都市計画法が施行されたことに伴い、昭和45年に本市と近隣町村を含む盛岡広域都市計画が策定され、下水道事業もこれに対応して盛岡広域公共下水道基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。基本計画は、平成2年を目標とし、市街地の拡大を考慮して盛岡市分4,735haのほか、滝沢村、都南村及び矢巾町の一部2,620haを加えた7,355haを対象地域とした。その後、昭和47年、基本計画区域内で特に人口が集中する地域を対象として、計画面積2,002.55ha、計画人口150,400人として国の事業認可を得た。また、同年6月にはこの基本計画推進の円滑化を図るため、関係市町村による盛岡広域公共下水道事業促進協議会を発足させ、盛岡市、滝沢村、都南村及び矢巾町との間で「盛岡広域公共下水道に関する覚書」を締結し、一層の事業推進が図られることとなった。

(4) 流域下水道への移行

昭和48年3月、北上川水系のほぼ全流域に水質汚濁防止にかかる環境基準が定められたこと等により、盛岡広域公共下水道基本計画のうち2以上の市町村に共通する下水道施設は流域下

水道へ転換することとし、県においても翌年 9 月に北上川上流流域下水道の事業認可を得て、事業を推進することとした。

この結果、盛岡市のほか 1 町 2 村に共通する公共下水道は、流域関連公共下水道として整備され、盛岡市では単独処理場を有する中川原処理区及び松園処理区を単独公共下水道として事業を継続促進することとし、これ以外の区域は流域関連公共下水道の都南処理区として整備された。これにより、昭和 49 年度末の公共下水道事業認可区域は、流域関連公共下水道分 1,550.70ha、単独公共下水道分 501.85ha、合計 2,052.55ha、計画人口 152,250 人となった。

その後、昭和 54 年 4 月、北上川水系雫石川御所ダムの水質保全のため、盛岡広域都市計画区域外だった雫石町を北上川上流流域下水道区域に編入した。また、平成 6 年度の北上川流域別下水道整備総合計画見直しに伴い、当初、単独公共下水道で計画していた玉山村を平成 7 年 3 月に都南処理区に編入した。

(5) 流域下水道の供用開始

流域下水道事業として建設に着手した終末処理場「都南浄化センター」をはじめ、流域下水道幹線管渠等の根幹的施設は建設が促進され、昭和 55 年 4 月 1 日に污水处理施設の一部（8 分の 1 系列）が完成し、供用開始された。

本市は、中津川右岸の菜園、内丸地区等（中川原処理区の一部）が流域下水道に切替えられたほか、流域下水道整備に並行して推進した面整備地域の下水処理が可能となり、処理区域の拡張が促進された。また、都南村でも 75.49ha の都南公共下水道が供用開始された。

2 下水道法事業計画認可及び策定の経緯

年度		S28	S35	S39	S40
累計面積	ha	150.30	257.55	674.90	699.55
累計人口	人	30,060	48,864	116,131	119,531
事業計画の内容		○菜園排水区：合流式の設定	○仁王田甫排水区：分流式の追加 ○南排水区：合流式の追加	○内丸排水区：合流式の追加 ○上田排水区：分流式の追加 ○北排水区：合流式の追加 ○東排水区：合流式の追加	○観武台排水区：住宅団地合流式の追加

年度		S45	S47	S49	S51
累計面積	ha	914.50	2,002.55	2,052.55	2,202.55
累計人口	人	141,031	150,400	152,250	158,443
事業計画の内容		○松園処理区：住宅団地分流式の追加	○広域公共下水道：上田茶屋、蛇島、高松、北山第一、山岸第一、夕顔瀬、青山、西青山第一、三ツ家、駅前及び中川分区分流式の追加	○流域、公共の分離：繫第一及び第二処理分区分流式の追加	○都南処理区(流域関連公共)：都南中央処理分区分(津志田)の設定

年度		S52	S54	S55	S56
累計面積	ha	2,485.65	2,705.80	2,830.80	
累計人口	人	173,818	182,165	186,785	200,885
事業計画の内容		○中川原処理区(単独公共)：浅岸、新庄、城東、山王、砂溜、中野、東安庭地区及び米内地区の一部分流式の追加	○都南処理区(流域関連公共)：中央処理分区分(山岸第二、北山第二)分流式の追加 都南西処理分区分(湯沢団地)の追加	○都南処理区(流域関連公共)：都南中央処理分区分(津志田、永井)、都南南処理分区分(東見前、西見前)の追加	○都南処理区(流域関連公共)：中央処理分区分(黒石野)、盛岡中央及び盛南処理分区分(仙北西)分流式の追加

年度		S60	S61	S62	H元
累計面積	ha	3,126.10	3,304.10	3,802.00	3,802.00
累計人口	人	205,785	217,485	227,180	277,180
事業計画の内容		○都南処理区(流域関連公共)：中央処理分区分(松園第二)分流式の追加	○都南処理区(流域関連公共)：盛南東処理分区分流式の追加	○都南処理区(流域関連公共)：厨川北、厨川東処理分区分、中央処理分区分(上赤平、黒石野、小鳥沢、赤平及び上堂)の一部 都南東第三処理分区分(三本柳)分流式の追加 ○中川原処理区(単独公共)：砂溜、東中野、東安庭、門地区の一部分流式の追加	○都南処理区(流域関連公共)：一部幹線の変更 ○中川原処理区(単独公共)：一部幹線の変更

年度		H2	H4	H5	H6
累計面積	ha	4, 022. 00	4, 023. 00	4, 023. 00	4, 100. 00
累計人口	人	244, 690	243, 720	243, 720	251, 060
事業計画の内容		○都南処理区(流域関連公共)：厨川北及び中央処理分区(上赤平、赤平分区)の一部拡張、仙北南第一処理分区新設に伴う一部追加、一部幹線変更 都南中央処理分区(永井、三本柳)、都南南処理分区(西見前)、都南東第一処理分区(三本柳)、都南東第四処理分区(三本柳)の追加	○中川原処理区(単独公共)：新庄地区の一部分流式の追加。赤沼污水ポンプ場の廃止、中川原雨水ポンプ場の変更	○都南処理区(流域関連公共)：都南公共下水道の事業期間の延伸	○都南処理区(流域関連公共)：都南中央処理分区、都南東第一処理分区、都南西処理分区の一部拡張

年度		H7	H8	H10	H12
累計面積	ha	4, 549. 00	4, 580. 00	4, 936. 00	4, 991. 00
累計人口	人	277, 860	246, 960	246, 960	267, 890
事業計画の内容		○都南処理区(流域関連公共)：中央処理分区(山岸)の一部拡張 盛南東、都南中央及び都南西処理分区の一部変更、盛南中央第二、盛南西第二、及び中川第二処理分区新設に伴う一部追加 松屋敷污水ポンプ場の廃止 洪民処理区、工業団地処理分区、舟田処理分区の設定	○都南処理区(流域関連公共)：流通センター及び流通センター北処理分区の追加、一部幹線の変更 ○中川原処理区(単独公共)：橋場污水中継ポンプ場の廃止 一部幹線の変更	○都南処理区(流域関連公共)：一部幹線の変更 ○中川原処理区(単独公共)：事業期間の延伸	○都南処理区(流域関連公共)：中央処理分区(上田茶屋、大平)、盛南西第二処理分区、都南中央処理分区、都南東第二処理分区、都南東第三処理分区の一部拡張 前潟北処理分区、前潟中央第一処理分区、前潟中央第二処理分区、前潟東処理分区、永井西処理分区の追加 事業期間の延伸 洪民処理分区、舟田処理分区の一部拡張 ○中川原処理区(単独公共)：事業期間の延伸

年度		H13	H14	H15	H16
累計面積	ha	4, 991. 00	5, 097. 00	5, 405. 00	5, 405. 00
累計人口	人	267, 890	270, 130	272, 980	272, 980
事業計画の内容		○松園処理区(単独公共)：松園処理区(210ha)の廃止 (H14. 3. 31) ○都南処理区(流域関連公共)：中央処理分区に松園第一分区(210ha)を編入 (H14. 4. 1)	○都南処理区(流域関連公共)：好摩処理分区の追加	○都南処理区(流域関連公共)：中央処理分区(桜台・上米内)、厨川西処理分区、前潟北処理分区、前潟中央第二処理分区、前潟東処理分区、盛南西第二処理分区、盛南中央第一処理分区、盛南南処理分区、都南西処理分区、都南南処理分区の一部拡張、前潟南処理分区、繁北第一処理分区、繁北第二処理分区、繁北第三処理分区、手代森処理分区の追加、前潟東処理分区に前潟中央第一処理分区(7ha)を編入、前潟中央第二処理分区を前潟中央第一処理分区に名称変更 一部幹線の変更、事業期間の延伸 ○中川原処理区(単独公共)：事業期間の延伸	○都南処理区(流域関連公共)：一部幹線の変更

年度		H17	H18	H19	H20
累計面積	ha	5, 407. 00	5, 437. 00	5, 458. 00	5, 458. 00
累計人口	人	273, 210	261, 390	261, 200	261, 120
事業計画の内容		○都南処理区(流域関連公共)：中央処理分区(上米内分区、及び桜台分区)の污水幹線のルート、断面、及び縦断形の一部変更 芋田南処理分区の追加	○都南処理区(流域関連公共)：前潟南処理分区の一部拡張、都南西処理分区の污水幹線のルートの一部変更、合流式下水道緊急改善計画の追加、事業期間の延伸 ○中川原処理区(単独公共)：合流式下水道緊急改善計画の追加、事業期間の延伸	○都南処理区(流域関連公共)：北上川右岸第一排水区の一部幹線の延伸、湯沢川右岸第一排水区の一部幹線の変更 中央処理分区(山岸分区)、盛南中央第二処理分区、盛南西第二処理分区、都南西処理分区の一部拡張、及び幹線の一部変更、事業期間の延伸	○中川原処理区(単独公共)：合流式下水道の改善に係る主要な施設の変更、事業期間の延伸

年度		H21	H23	H24	H27
累計面積	ha	5, 614. 00	5, 616. 00	5, 688. 00	5, 697. 00
累計人口	人	259, 380	259, 410	264, 880	265, 090
事業計画の内容		○都南処理区(流域関連公共)：中央処理分区(山岸分区、松園第一分区、上米内分区)、盛南西第二処理分区、都南西処理分区、都南南処理分区、都南東第一処理分区、都南東第二処理分区、好摩処理分区、芋田南処理分区、舟田処理分区の一部拡張及び幹線の一部変更 前潟中央第一処理分区、及び前潟中央第二処理分区、都南西処理分区及び流通センター北処理分区の分区界変更 盛南中央第一処理分区、手代森処理分区、流通センター北処理分区の幹線の一部変更 前潟中央第二処理分区、芋田北処理分区、武道処理分区の追加 雫石川右岸第三排水区、南川第一排水区の幹線の一部変更 事業期間の延伸	○中川原処理区(単独公共)：東安庭地区の一部拡張及び幹線の一部変更 合流式下水道の改善に係る主要な施設の変更	○都南処理区(流域関連公共)：盛南中央第二処理分区、盛南南処理分区、仙北南処理分区、都南中央処理分区、手代森処理分区、好摩処理分区、武道処理分区、渋民処理分区、工業団地処理分区の一部拡張及び幹線の一部変更 単独公共下水道(中川原処理区)の流域関連公共下水道への切替えに伴う事業区域の拡張及び簡易水処理施設、ポンプ場の追加 北上川右岸第三排水区、湯沢川右岸第一排水区の幹線の一部変更 赤髪雨水ポンプ場の廃止、都南雨水ポンプ場の追加 事業期間の延伸	○都南処理区(流域関連公共)：中川第一処理分区、中川第二処理分区、中川第二排水区の一部縮小、都南南処理分区の拡張及び幹線の一部廃止 北上川右岸第一排水区、北上川右岸第三排水区、鴨助堰排水区の幹線の一部変更 都南中央処理分区及び都南南処理分区の分区界変更

年度		H28	H29	R4	R6
累計面積	ha	5, 657. 00	5, 701. 00	5, 774. 80	5, 774. 800
累計人口	人	265, 010	263, 720	256, 551	256, 551
事業計画の内容		○都南処理区(流域関連公共)：中央処理分区、盛南中央第一処理分区、盛南南処理分区の一部縮小及び幹線の一部変更、盛南中央第二処理分区の一部拡大及び幹線の一部変更、繁北第三処理分区の廃止、前潟中央第二処理分区、都南西処理分区の幹線の一部変更 盛南中央第一処理分区、盛南中央第二処理分区及び盛南南処理分区の分区界変更 大平排水区の一部縮小及び幹線の廃止、諸葛第二排水区の一部縮小、新川第二排水区の一部縮小及び幹線の一部変更、南川第一排水区の一部拡張、南川第三排水区の幹線の一部変更 新川第二排水区と南川第一排水区の排水区界変更	○都南処理区(流域関連公共)：中央処理分区、前潟南処理分区、盛南西第二処理分区、都南中央処理分区、都南南処理分区、手代森処理分区の一部拡張 厨川北処理分区、中央処理分区、前潟南処理分区、盛南西第一処理分区、盛南西第二処理分区、盛南東処理分区、都南東第二処理分区、渋民処理分区の幹線の一部縮小 手代森処理分区、好摩処理分区の幹線の一部縮小及び一部廃止 中川原処理分区の幹線の一部拡張 前潟中央第一処理分区、都南東第一処理分区、都南東第四処理分区、永井東処理分区の幹線の一部廃止 前潟北処理分区、流通センター北処理分区、永井西処理分区の幹線の廃止	○都南処理区(流域関連公共)：中央処理分区、鶴飼西処理分区、前潟中央第一処理分区、盛南西第一処理分区、盛南西第二処理分区、中川原処理分区、都南西処理分区、都南東第二処理分区、都南南処理分区、手代森処理分区の一部拡張 都南南処理分区の一部縮小 雫石川右岸第二排水区、鴨助堰排水区の一部拡張 雫石川右岸第一排水区、北上川右岸第一排水区の一部縮小 南川第三排水区、鴨助堰排水区の幹線の一部変更 事業期間の延伸	○都南処理区(流域関連公共)：鴨助堰排水区の幹線の一部変更

3 水質規制

(1) 河川の環境基準

近代は、急激な都市の人口増加や産業の飛躍的な発展により、公共用水域の水質も年々悪化してきた。また、最近では、大きな工場などを持つ事業者のみならず、家庭からの生活排水も水質汚濁の要因となることが指摘されている。このような事態に対処して、水質汚濁から国民の健康を保護し生活環境を保全するため、市域の主要河川は環境基本法に基づき類型指定され、水質環境基準が定められている（下表参照）。

市内の主要河川（北上川、中津川、雫石川、築川、米内川、乙部川、諸葛川）については、A類型に指定されている（北上川上流及び中津川上流はAA類型、環境基準点：芋田橋及び木々塚。中津川上流のAA類型は、平成20年3月18日から適用）。

生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5.0mg/L以上	1,000CFU/ 100ml以下
C	水道3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5.0mg/L以上	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2.0mg/L以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2.0mg/L以上	

※ 用語解説

• PH（水素イオン濃度）

水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標であってpH7は中性を、それ以上はアルカリ性、それ以下は酸性を示す。

• BOD（生物化学的酸素要求量）

有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が、一定条件のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量。この数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

• SS（浮遊物質）

水中に浮遊する物質の量をいい、一定量の水をろ紙で濾し乾燥してその重量を測ることとされており、数値（mg/l）が大きいほど水質汚濁の著しいことを示す。

• DO（溶存酸素量）

水に溶けている酸素の量をいい、水中に汚濁源となる有機物が増えてくると、酸化する際に酸素を多量に消費するので、一般に数値（mg/l）が小さいほど水質汚濁の著しいことを示す。

• 大腸菌数

衛生微生物指標として、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標とされている。

• CFU（コロニー形成単位）

大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(2) 特定事業場等の水質規制

下水道は、生活排水とともに事業場からの排水も処理するが、事業場の排水の中には終末処理場での処理が困難であったり、下水道施設を損傷したりする物質が含まれていることがある。従って、特定事業場等で特に悪質な下水を排出する場合は、排出前に除害施設¹を設置することが下水道法で義務付けられている。

※特定事業場とは、水質汚濁防止法等により定められている排水規制の対象となる特定施設²を保有する工場や事業所などのことである。特定施設の届出状況などは後述のとおりである。また、特定事業場に含まれない事業場であっても、下水道施設を損傷するなどのおそれがある場合は、前述のとおり除害施設を設置しなければならない。

ア 特定施設の届出について

特定施設の設置又は構造等の変更をしようとする場合は、設置又は構造等の変更の60日以上前に届出を要する。また、新たに公共下水道を使用する場合や施設が特定施設になった場合は、該当日から30日以内に届出を要する。届出に際しては、氏名、住所、法人代表者、工場等の所在地、施設の使用状況、汚水の処理方法、排水量等を報告する（内容によっては計画変更改善命令を受けることがある。また、違反に対しては罰則も適用される）。

イ 特定事業場の例

- (ア) 水産、畜産、味噌・醤油など製造業の原料処理、洗浄、湯煮施設
- (イ) 染物、洗濯業などの洗浄施設や自動式車両洗浄施設
- (ウ) 写真現像、出版・印刷・製版の自動式フィルム現像洗浄施設
- (エ) 飲食店、弁当仕出し業、共同調理場の厨房施設等

¹ 油水分離装置、凝集沈殿装置などの新增設、改築を行う場合は、当該計画についての申請書を提出し確認を得る必要がある。下水道施設に影響を与えるものとしては、厨芥・木片等（ポンプやスクリーンの損傷）、動植物油・鉱物油等（下水管の閉塞）、酸・塩基類（腐食）などがある。

² 特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設をいう。

該当業種又は施設	特定施設番号	事業場数	うち重複 符号	除害施設 必要数	除害施設数
馬房施設	1の2 (ハ)	1		1	1
畜産食料品製造業	2 (イ)	1		1	1
食料品製造業	4	1		0	0
味噌、醤油製造業	5	3		0	0
(豆腐・煮豆製造業)	(17)		1	0	0
パン、菓子、あん製造業	8	4		1	1
食料製造業	10	9		6	6
(飲食店等に設置される厨房施設)	(66の6)		1	0	0
めん類製造業	16	4		1	1
[第28号から第45号までに掲げる事業以外 の有機化学工業製品製造業]	(46 (イ))	1		0	0
[仕出し・弁当製造業]	(66の5)		1	0	0
豆腐・煮豆製造業	17	16		1	1
紡績繊維 (漂白染色)	19	4		0	0
新聞、出版、印刷、製版業	23の2	27		1	1
(酸・アルカリによる表面処理施設)	(65)		9	0	0
(自動式フィルム現像洗浄施設)	(68)		2	0	0
(トリクロロエチレンによる洗浄施設)	(71の5)		1	0	0
第28号から第45号までに掲げる事業以外 の有機化学工業製品製造業	46 (イ)	1		0	0
皮革製造業	52	2		0	0
生コンクリート製造業	55	3		0	0
水道施設	64の2	1		1	1
(科学技術に関する洗浄施設)	(71の2-イ)		1	0	0
(産業廃棄物処理施設)	(71の4)		1	0	0
酸・アルカリによる表面処理施設	65	10		1	1
(電気めっき施設)	(66)		1	0	0
(自動式フィルム現像洗浄施設)	(68)		3	0	0
旅館業	66の3	19		1	1
(飲食店等に設置される厨房施設)	(66の6)		3	0	0
共同調理場	66の4	1		1	1
仕出し、弁当製造業	66の5	6		1	1
(米菓・こうじ製造業の洗米機)	(9)		1	0	0
飲食店等	66の6	29		0	0
そば店、うどん店、その他一般	66の7	2		0	0
洗濯業	67	67		6	6
(トリクロ、テトラによる洗浄蒸発施設)	(71の5)		1	0	0
写真現像業	68	41		0	0
	(71の5)		1	0	0
病院	68の2	5		3	3
卸売市場	69の2-イ、ロ	1		1	1
洗車施設 (自動車特定整備事業)	70の2	7		3	3
(自動式車両洗浄施設)			4	0	0
自動式車両洗浄施設	71	144		0	0
洗浄施設 (科学技術)	71の2-イ	24		10	10
(トリクロ、テトラによる洗浄蒸発施設)	(71の5)		1	0	0
し尿処理施設	72	1		1	1
合 計		435	32	41	41

³ 事業場数は、下水道法第12条の3の規定による届出事業場数を示している。

エ 下水排除基準

対象物質又は項目 排水量（m ³ /日）		対象者 特定施設の設置者		特定施設を設置していない者		公共下水道 の使用者
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	
健康項目	ダイオキシン類	10	10	10	10	
	カドミウム及びその化合物	0.030	0.030	0.030	0.030	
	シアン化合物	1.000	1.000	1.000	1.000	
	有機リン化合物	1.000	1.000	1.000	1.000	
	鉛及びその化合物	0.100	0.100	0.100	0.100	
	六価クロム化合物	0.500	0.500	0.500	0.500	
	ヒ素及びその化合物	0.100	0.100	0.100	0.100	
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003	
	トリクロロエチレン	0.100	0.100	0.100	0.100	
	テトラクロロエチレン	0.100	0.100	0.100	0.100	
	ジクロロメタン	0.200	0.200	0.200	0.200	
	四塩化炭素	0.020	0.020	0.020	0.020	
	1・2-ジクロロエタン	0.040	0.040	0.040	0.040	
	1・1-ジクロロエチレン	1.000	1.000	1.000	1.000	
	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.400	0.400	0.400	0.400	
	1・1・1-トリクロロエタン	3.000	3.000	3.000	3.000	
	1・1・2-トリクロロエタン	0.060	0.060	0.060	0.060	
	1・3-ジクロロプロペン	0.020	0.020	0.020	0.020	
	テトラメチルチウラムジスルフィド	0.060	0.060	0.060	0.060	
	2-クロロ-4・6ビス（エチルアミノ）-S-トリアジン（別名シマジン）	0.030	0.030	0.030	0.030	
	S-4-クロロベンジル=N・N-ジェチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）	0.200	0.200	0.200	0.200	
	ベンゼン	0.100	0.100	0.100	0.100	
	セレン及びその化合物	0.100	0.100	0.100	0.100	
	ホウ素及びその化合物	10.000	10.000	10.000	10.000	
	フッ素及びその化合物	8.000	8.000	8.000	8.000	
	1・4-ジオキサン	0.500	0.500	0.500	0.500	
	アンモニア性窒素等含有量（終末処理場で処理可能な物質）	380	380	380	380	
環境項目等	フェノール類	5	適用除外（令）	5	適用除外（条）	
	銅及びその化合物	3	〃	3	〃	
	亜鉛及びその化合物	2	〃	2	〃	
	鉄及びその化合物（溶解性）	10	〃	10	〃	
	マンガン及びその化合物	10	〃	10	〃	
	クロム及びその化合物	2	〃	2	〃	
	生物化学的酸素要求量	600	〃	600	〃	
	浮遊物質	600	〃	600	〃	
	水素イオン濃度	5を超え9未満	〃	5を超え9未満	〃	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5	〃	5	〃	
	動植物油含有量	30	〃	30	〃	
	温度	45度未満	適用除外（条）	45度未満	〃	
	ヨウ素消費量	220	〃	220	〃	

※1 単位はダイオキシン類：pg-TEQ/リットル、その他水素イオン濃度以外は全てmg/Lで示す。

※2 表中の網かけは、下水の排除規制の法令上の根拠を次により区分している。

下水道法第12条の2第1項

下水道法第12条の2第3項及び第5項、盛岡市下水道条例第8条の2

下水道法第12条の11

下水道法第12条、盛岡市下水道条例第8条

※3 「公共下水道の使用者」については、50m³/日未満は適用除外となる。適用除外は、下水道法施行令第9条の3第1項、同第9条の6第1項、盛岡市下水道条例第8条第2項及び第8条の3第2項の規定による。

※4 太字の数値を超えると直罰対象、それ以外を超える場合は除害施設の設置等必要措置をとる必要がある。

※5 ダイオキシン類特定施設は、平成12年1月施行のダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条別表第2に基づく。

※6 アンモニア性窒素等含有量は、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量で計算され、下水道排除基準（アンモニア性窒素の換算係数1.0）と、水質汚濁防止法排水基準（アンモニア性窒素の換算係数0.4）を比較しより緩やかな基準が適用される。

4 下水道事業のあゆみ

年度	主 要 事 項
昭和	
27	○ 公共下水道建設計画立案に着手。
28	○ 市の中央部である菜園排水区150.30ha、計画人口30,060人について合流式下水道の事業認可を受ける。 ○ 下水道事業を専管する土木課下水道係が設置される。
29	○ 下水道建設に着手（下水幹線管渠、大沢川原雨水ポンプ場建設着工）。
30	○ 「盛岡都市計画下水道事業受益者負担に関する省令」を施行し、受益者負担金の賦課開始。 ○ 下水道条例を制定し、下水道使用料徴収開始。
32	○ 下水道事業施行年度、及び総事業費の変更認可を受ける（完成年度を昭和31年度から34年度に延長）。
33	○ 新下水道法（現行）が制定公布される。
34	○ 第1次下水道拡張計画に着手。
35	○ 南、仁王田甫排水区（107.25ha）を認可区域に追加するとともに、中川原処理場築造認可を受ける。
36	○ 「盛岡都市計画下水道事業受益者負担に関する省令」の全部を改定する省令を制定。 ○ 中川原終末処理場、神子田ポンプ場、及び南、仁王田甫排水区の建設に着手。
37	○ 機構改革により建設部下水道課が設置される。
38	○ 旧下水道条例を廃止し、新条例を施行。
39	○ 第2次下水道拡張計画に着手。 ○ 内丸、上田、北、東排水区（417.35ha）を認可区域に追加し674.90haとなる。
40	○ 中川原終末処理場供用開始（4月）。 ○ 観武台住宅用地造成に伴う下水道区域（24.65ha）を拡張し、認可区域面積は699.55haとなる（内丸排水区、観武台排水区（処理場を含む）及び鴨入川都市下水路着工）。
	○ 水洗便所改造資金貸付基金条例施行（貸付限度額3万円）。
41	○ 東、北排水区着工。 ○ 観武台終末処理場供用開始（5月）。
42	○ 上田排水区着工。
43	○ 下道（東中野）雨水ポンプ場着工。
45	○ 松園住宅団地造成に伴い、松園排水区（214.95ha）を加えた事業認可（914.50ha）を

年度	主 要 事 項
	受ける。
46	○ 建設部下水道課（管理係、建設係）に計画、施設の2係が増設される。 ○ 市街化区域の発展に伴い、盛岡広域公共下水道計画（盛岡市、矢巾町、都南村、滝沢村を含む）を立案。 ○ 松園排水区着工。
47	○ 上田、高松、駅前、青山、山岸地区等（1,135.40ha）を認可区域に加えた、盛岡広域都市計画下水道変更計画認可（2,002.55ha）を受ける。 ○ 盛岡市、矢巾町、都南村、及び滝沢村との間で、「盛岡広域公共下水道推進に関する覚書」を締結するとともに盛岡広域公共下水道事業促進協議会を設置。 ○ 盛岡広域都市計画都南終末処理場用地買収に着手。 ○ 松園終末処理場供用開始（7月）。 ○ 機構改革により建設部下水道課が下水道部（管理課、建設課）となる（10月）。
48	○ 北上川水系に水質環境基準が設定される。 ○ 維持管理部門を統合した公の施設として「下水道施設管理事務所」が新設される。 ○ 盛岡広域公共下水道のうち、関係市町村共通の下水道施設部分を流域下水道に転換するための覚書を、岩手県と交換（8月）。 ○ 都南終末処理場用地が収用裁決（土地収用法）される。
49	○ 都南終末処理場用地に係る買収紛争の和解成立（2月）。 ○ 下水道部に都市河川課が新設される。 ○ 流域下水道への転換により、市の公共下水道事業認可区域が変更される。 （繫排水区50haを追加） ・ 流域関連公共下水道 1,550.70ha ・ 単独公共下水道 501.85ha 計2,052.55ha ○ 岩手県が北上川上流流域下水道事業に着手。 ○ 盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例を制定（3月）。
51	○ 下水道使用料の便器使用料制を廃止。
52	○ 単独公共下水道（中川原処理区）区域に浅岸、新庄、山王、中野地区等（283.10ha）の拡張認可を受ける。
54	○ 流域関連公共下水道（都南処理区）区域に山岸、北山第二分区（158.15ha）拡張認可を受け、下水道事業認可区域は次のようになる。 ・ 流域関連公共下水道 1,708.85ha（110,000人） ・ 単独公共下水道 784.85ha（61,975人） 計2,493.70ha ○ 雫石町が北上川上流流域下水道計画に編入される。

年度	主 要 事 項
55	○ 流域下水道の都南浄化センター供用開始（４月）。 ○ 下水道事業受益者負担に関する条例施行規則を施行し、新しい受益者負担金を賦課開始（都南処理負担区 264円/㎡）。 ○ 水道従量料金比例制の使用料体系を、基本料金制に設定した用途別従量料金制に改定し、５月分として徴収する下水道使用料から適用（改定率88.2％）。
56	○ 流域関連公共下水道都南処理区に黒石野分区、盛岡中央処理分区、盛岡西処理分区の一部（216.30ha）の拡張認可を受け、下水道事業認可区域は次のようになる。 ・ 流域関連公共下水道 1,925.15ha（124,100人） ・ 単独公共下水道 784.95ha（61,957人） 計2,710.10ha
57	○ 私設下水道設置費補助金の補助率５分の４を10分の９に改定（４月）。 ○ 中川原処理区に新たに受益者負担金の負担区を設定。 （中川原処理負担区361円/㎡）
58	○ 中川原終末処理場増設工事一部完了、分流区からの流入供用開始。
59	○ 盛岡市水洗便所改造資金貸付基金条例の基金の額「2,000万円」を「3,000万円」に改定。 ○ 盛岡市水洗化普及資金融資要綱の限度額１件につき「30万円」を「60万円」に改定。 ○ アクアトピア下水道事業の指定を受ける（８月）。
60	○ 流域関連公共下水道都南処理区に松園第二分区（79ha）の拡張認可を受け、下水道事業認可区域は次のようになる。 ・ 流域関連公共下水道 2,004.15ha（129,000人） ・ 単独公共下水道 784.95ha（61,975人） 計2,789.10ha
61	○ 下水道使用料の用途別従量料金制を口径別体系に改定し、資本費（起債元利償還費）の一部を使用料に算入することとした（３月）。 ○ 流域関連公共下水道都南処理区に盛南東処理分区178haの拡張認可を受け、下水道事業認可区域は次のようになる。 ・ 流域関連公共下水道 2,182.15ha（140,700人） ・ 単独公共下水道 784.95ha（61,957人） 計2,967.10ha（７月）
62	○ 流域関連公共下水道都南処理区に厨川北処理分区、厨川東処理分区、中央処理分区の一部約412ha、及び単独公共下水道中川原処理区に砂溜、東中野、東安庭、門地区の一部約80haの拡張認可を受け、下水道事業認可区域は次のようになる。 ・ 流域関連公共下水道 2,594ha（153,500人）（10月） ・ 単独公共下水道 865ha（58,650人）（11月） 計3,459ha ○ 中川雨水ポンプ場運転開始。
63	○ 都南処理区に新たに受益者負担金の負担区を設定。

年度	主 要 事 項
平成 元 2 3 4 5	(盛南第一負担区 321円/㎡) ○ 都南処理区に新たに受益者負担金の負担区を設定。 (厨川北負担区 329円/㎡、繋負担区 234円/㎡) ○ アクアトピア事業の一環として整備した「山岸せせらぎ水路」が、建設省の「手づくり郷土賞」を受賞。 ○ 下水道使用料を改定。市で負担する分を除いた資本費（起債元利償還費）の60%を使用料算定対象経費とした。 ○ 私設下水道設置費補助金の補助率を10分の9から10分の8に改定。 ○ 一部幹線の変更（都南処理区、中川原処理区）あり。認可区域の変更なし。 ○ 流域関連公共下水道都南処理区に厨川北処理分区、中央処理分区の一部拡張認可及び仙北南第一処理分区新設に伴う一部区域の認可を受け、下水道事業認可区域は次のようになる。 ・ 流域関連公共下水道 2,698ha（168,490人） ・ 単独公共下水道 865ha（58,650人） 計3,563ha ○ 上赤平汚水中継ポンプ場運転開始。 ○ 水緑景観モデル事業（ウォータースクウェアプラン）の指定を受ける。 ○ 神子田ポンプ場自動化する。 ○ 観武台終末処理場廃止する（3月）。 ○ 都南村を編入合併する（4月）。 処理区域面積 2,936.15ha 処理区域人口 184,284人 下水道普及率66.5% ○ 下水道使用料を改定。市で負担する分を除いた資本費（起債元利償還費）の80%を使用料対象経費とした。 但し、平成4年6月～6年5月までは、70%を使用料対象経費としている。 (使用料算定期間：平成4年度から4カ年間) ○ 大沢川原雨水ポンプ場自動化。 ○ 単独公共下水道（中川原処理区）に新庄地区1ha拡張認可を受ける。 下水道事業認可区域は次のようになる。 ・ 流域関連公共下水道 3,157ha（186,060人） ・ 単独公共下水道 866ha（57,680人） 計4,023ha ○ 下道雨水ポンプ場自動化。 ・ 流域関連公共下水道（都南処理区） (都南公共下水道事業期間の延伸)

年度	主 要 事 項
6	○ 流域関連公共下水道都南処理区に都南中央処理分区、都南東第一処理分区、都南西処理分区の一部77haの拡張認可を受け、下水道事業認可区域は次のようになる。 ・ 流域関連公共下水道 3,234ha (193,380人) ・ 単独公共下水道 866ha (57,680人) 計4,100ha ・ 玉山村が北上川上流流域下水道計画に編入。
7	○ 玉山村が北上川上流流域下水道促進協議会に加入。 ○ 岩手県熱利用下水道モデル事業に着手。
8	○ 流域関連公共下水道都南処理区に流通センター処理分区、流通センター北処理分区の拡張認可を受け、下水道事業認可区域は次のようになる。 ・ 流域関連公共下水道 3,668ha (191,600人) ・ 単独公共下水道 866ha (54,160人) 計4,534ha
9	○ 事務事業の見直しにより下水道部内の機構改革を行い、計画部門の独立を図る。
10	○ 中川原雨水ポンプ場の供用を開始。
11	○ 機構改革により、汚水処理施設整備事業を下水道部内に一元化する（農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業）。 ○ 桜台汚水処理施設の移管を受ける（4月）。
12	○ 機構改革により、公の施設としていた下水道管理事務所を施設管理課とし、下水道部へ組み入れる。 ○ 流域関連公共下水道に前潟北処理分区、前潟中央第一処理分区、前潟中央第二処理分区、前潟東処理分区、永井西処理分区の新設及び中央処理分区（上田茶屋・大平）、盛南西第二処理分区、都南中央処理分区、都南東第二処理分区、都南東第三処理分区の一部拡張認可を受け、下水道事業認可区域は次のようになる。 ・ 流域関連公共下水道 4,029ha (212,180人) ・ 単独公共下水道 861ha (52,560人) 計4,890ha ○ 中津川の水環境の保全回復に果たしている事例として、近代下水道制度100年記念事業の一環である「甦る水100選」建設大臣賞を受賞。 ○ 下水道使用料検討委員会を下水道部内に設置（2月）。
13	○ 下水道使用料を改定。資本費（起債元利償還費）については、50%を市で負担する分として控除し、残りの全額を使用料対象経費とした（5月計量又は認定分から適用）。 ○ 盛岡市公共下水道基本計画を変更し、目標年次を平成32年、計画区域7,780ha、計画人口313,900人に変更。
14	○ 松園処理区210haを流域関連公共下水道に編入、松園第一分区とした（4月）。

年度	主 要 事 項
15	○ 流域関連公共下水道に前潟南処理分区、繫北第一処理分区、繫北第二処理分区、繫北第三処理分区、手代森処理分区の新設、及び中央処理分区（桜台・上米内）、厨川西処理分区、前潟北処理分区、前潟中央第二処理分区、前潟東処理分区、盛南西第二処理分区、盛南中央第一処理分区、盛南南処理分区、都南西処理分区、都南南処理分区の一部拡張認可を受け、下水道認可区域は次のようになる。 ・ 流域関連公共下水道 4,547ha（226,790人） ・ 単独公共下水道 651ha（40,800人） 計5,198 ha
16	○ 「合流式下水道緊急改善計画」を策定して国土交通省都市・地域整備局下水道部長に協議し、同意を得る。 ○ 平成17年度から地方公営企業法の一部を適用し企業会計へ移行するため、下水道事業費特別会計を打ち切る。
17	○ 地方公営企業法の一部を適用し、企業会計へ移行（4月）。 ○ 玉山村を編入合併する（1月）。
18	○ 流域関連公共下水道に前潟南処理分区の一部拡張認可を受け、下水道認可区域は次のようになる。 ・ 流域関連公共下水道 4,786ha（223,340人） ・ 単独公共下水道 651ha（38,050人） 計5,437ha
19	○ 桜台污水处理施設を公共下水道に切り替えを行った（1月）。 ○ 北上川右岸第一排水区の一部幹線の延伸、湯沢川右岸第一排水区の一部幹線の変更認可を受ける。 ○ 流域関連公共下水道に中央処理分区、盛南中央第二処理分区、盛南第二処理分区の一部拡張、都南西処理分区の一部拡張、及び幹線の一部変更を受け、下水道認可区域は次のようになる。 ・ 流域関連公共下水道 4,807ha（233,150人） ・ 単独公共下水道 651ha（38,050人） 計5,458ha
20	○ 中川原処理区の事業期間の延伸、合流式下水道の改善に係る主要な施設の変更を内容とする変更認可を受ける。
21	○ 流域関連公共下水道に前潟中央第二処理分区、芋田北処理分区、及び武道処理分区の新設、中央処理分区（山岸分区、松園第一分区及び上米内分区）、盛南西第二処理分区、都南西処理分区、都南南処理分区、都南東第一処理分区、都南東第二処理分区、好摩処理分区、芋田南処理分区、及び舟田処理分区の一部拡張、前潟中央第一処理分区、及び前潟中央第二処理分区、都南西処理分区、及び流通センター北処理分区の分区界変更の認可を受け、下水道認可区域は次のようになる。

年度	主 要 事 項
	・流域関連公共下水道 4,963ha (221,410人) ・単独公共下水道 651ha (37,970人) 計5,614ha
22	○ 「合流式下水道緊急改善計画」を変更して国土交通省都市・地域整備局下水道部長に協議し、同意を得る。 ○ 「下水道総合地震対策計画」を策定して国土交通省東北地方整備局長に協議し、同意を得る。 ○ 水道部と下水道部を組織統合し、盛岡市上下水道局となる（4月）。 ○ 盛岡市上下水道事業経営審議会設置。 ○ 河川部門を建設部へ移管。 ○ 地方公営企業法の全部を適用。 ○ 下水道使用料を平均改定率14.3%として改定、5月計量又は認定分から適用。 ○ 流域下水道玉山幹線の完成により、好摩処理分区が供用開始。これに伴い舟田フレックスプラントを廃止。 ○ 中川原処理区東地区外遮集管建設工事において、同等規模の工事における推進延長として、日本最長記録であることを証明される（φ1100・L=772.708m）。 ○ 三本柳雨水ポンプ場の一部として、ポンプゲートの供用を開始。
23	○ 流域下水道手代森幹線の完成により、手代森処理分区が供用開始。 ○ 手代森汚水処理施設を公共下水道に切り替え（6月）。 ○ 単独公共下水道中川原処理区に東安庭地区の一部拡張、及び幹線の一部変更について認可を受け、下水道認可区域は次のようになる。
24	・流域関連公共下水道 4,963ha (221,410人) ・単独公共下水道 653ha (38,000人) 計5,616ha ○ 北上川上流流域関連盛岡市公共下水道事業計画を変更し、予定処理区域5,688ha、計画人口264,880人とした。 ○ 「合流式下水道緊急改善計画」を変更、国土交通省都市・地域整備局下水道部長に提出し策定。 ○ 「盛岡市下水道長寿命化計画（菜園、内丸分区、中川原終末処理場）」を策定。 ○ 盛岡市上下水道局広報戦略構想を策定。
25	○ 盛岡市上下水道局広報戦略アクションプランを策定。 ○ 単独公共下水道中川原処理区657haを流域関連公共下水道に編入し、中川原処理分区とした（4月）。 ○ 中川原簡易水処理施設（雨水高速処理施設）の供用を開始。 ○ 下水道事業業務継続計画<地震編>を策定。

年度	主 要 事 項
26	○ 平成27年度から31年度を計画期間とした下水道総合地震対策の新規計画を国土交通省東北地方整備局長に提出し策定。 ○ 「盛岡市下水道事業中長期経営計画」を策定。
27	○ 北上川上流流域関連盛岡市公共下水道事業計画を変更し、予定処理区域5,697ha、計画人口265,090人とした。 ○ 盛岡市公共下水道全体計画を変更し、目標年次を令和12年度、計画区域6,336ha（雨水：8,098ha）、計画人口259,000人とした。 ○ 「盛岡市污水处理基本計画」を策定。
28	○ 「盛岡市下水道事業中長期経営計画」を改訂。 ○ 北上川上流流域関連盛岡市公共下水道事業計画を変更し、予定処理区域5,657ha、計画人口265,010人とした。
29	○ 北上川上流流域関連盛岡市公共下水道事業計画を変更し、予定処理区域5,701ha、計画人口263,720人とした。 ○ 盛岡市公共下水道全体計画を変更し、目標年次を令和12年度、計画区域6,278ha（雨水：8,098ha）、計画人口261,700人とした。
30	○ 盛岡駅前及び合流式下水道区域の「盛岡市内水ハザードマップ」を公表。
令和	
元	○ 市制施行130周年を記念して、デザインマンホール蓋130組（カラー3組、黒色127組）を製作。 ○ 東見前ポンプゲート場の一部供用開始。
4	○ 北上川上流流域関連盛岡市公共下水道事業計画を変更し、目標年次を令和11年度、予定処理区域5,774.8ha、計画人口256,551人とした。 ○ 盛岡市上下水道局広報戦略方針を策定。
5	○ 盛岡市上下水道局短期広報戦略の運用を開始。 ○ 盛岡市下水道70周年記念事業を実施（パネル展、標語コンクール）。マンホールデザインコンテスト受賞作品（最優秀賞1作品、優秀賞2作品）のマンホール蓋を製作し市内に設置。 ○ 盛南・仙北・都南地区国道4号周辺区域の「盛岡市内水ハザードマップ」を公表。 ○ 下水道あいちゃんの着ぐるみ作成・活動開始。 ○ 「盛岡市上下水道局DX推進実行計画」を策定。
6	○ 農業集落排水事業及び公設浄化槽事業について、地方公営企業法の全部を適用。 ○ 北上川上流流域関連盛岡市公共下水道事業計画を変更し、雨水幹線の見直しを行った。

年度	主 要 事 項
	○ 盛岡市公共下水道全体計画を変更し、目標年次を令和12年度、計画区域6,080ha（雨水：8,098ha）、計画人口259,412人とした。 ○ 「盛岡市下水道ビジョン2045」を策定。 ○ 線状降水帯発生により、浸水等被害発生。（8月）。 ○ 「盛岡市上下水道局災害時受援マニュアル」を作成。 ○ 盛岡市水洗便所改造資金貸付基金条例を廃止する条例により廃止。

(旧 都 南 村)

年度	主 要 事 項
昭和	
50	○ 都南村都市計画課下水道係が設置される。
51	○ 流域関連公共下水道（都南処理区）区域に、都南中央処理分区（150ha）の認可を受ける。
	○ 都南公共下水道事業の工事着手（雨水幹線管渠）。
52	○ 下永林新田堰幹線（污水管）工事着手する。
54	○ 流域関連公共下水道（都南処理区）区域に、都南西処理分区（湯沢団地 62ha）の拡張認可を受ける。
55	○ 都南村下水道条例を施行。下水道使用料徴収開始。
	○ 都南村公共下水道供用開始（75.49ha）。
	○ 流域関連公共下水道（都南処理区）区域に、都南中央、都南南処理分区（125ha）の拡張認可を受ける。
	○ 下水道事業受益者負担に関する条例を施行。 （都南中央負担区 215円/㎡）
62	○ 流域関連公共下水道（都南処理区）区域に、都南東第3処理分区（6ha）の拡張認可を受ける。
平成	
元	○ 下水道使用料金を改定（改定率60%）。
2	○ 流域関連公共下水道（都南処理区）区域に、都南中央、都南南、都南東第1、都南東第4処理分区（116ha）の拡張認可を受け、認可区域は、459ha（17,500人）となる。
	○ 受益者負担金の負担区を新たに設定。 都南中央（第2次負担区 260円/㎡）
	○ 手代森污水处理施設の移管を受ける。
4	○ 盛岡市と合併。（平成4年4月1日）

(旧 玉 山 村)

年度	主 要 事 項
平成	
7	○ 流域関連公共下水道（都南処理区）区域に、渋民処理分区（18ha）、工業団地処理分区（11ha）、舟田処理分区（17ha）の認可を受ける。
8	○ 玉山公共下水道事業の工事着手。
9	○ 玉山村都市計画課下水道係が設置される。
12	○ 流域関連公共下水道（都南処理区）区域に、渋民処理分区（30ha）、舟田処理分区（18ha）、渋民病院処理分区（8 ha）の拡張認可を受ける。 ○ 玉山村下水道条例を施行する。下水道使用料徴収開始。 ○ 玉山公共下水道供用開始（14.00ha）。 ○ 盛岡広域都市計画下水道事業玉山公共下水道受益者負担に関する条例を施行する。（受益者負担金 260円/㎡） ○ 玉山村公共下水道事業分担金条例を施行（受益者分担金 260円/㎡）。
13	○ 玉山公共下水道供用開始区域追加（24.90ha）。
14	○ 玉山村都市整備課下水道係に組織改編される。 ○ 流域関連公共下水道（都南処理区）区域に好摩処理分区（107ha）の拡張認可を受ける。 ○ 玉山公共下水道供用開始区域追加（24.00ha）。
15	○ 玉山村地域整備課下水道係に組織改編される。 ○ 玉山公共下水道供用開始区域追加（6 ha）。
17	○ 玉山村地域整備課都市整備グループに組織改編される。 ○ 流域関連公共下水道（都南処理区）区域に、芋田南処理分区（4 ha）の拡張認可を受ける。 ○ 盛岡市と合併（平成18年1月10日）。

5 下水道使用料等の推移

(1) 下水道使用料の推移

年月日 区分		創設時 (昭和30年)	昭和36年 4 月 1 日 施行	昭和40年 4 月 1 日 施行	昭和45年 4 月 1 日 施行	昭和49年 4 月 1 日 施行	昭和51年 4 月 1 日 施行
水道汚水		水道料金の20%	水道料金の20%	水道料金の35%	水道料金の35%	水道料金の35%	水道料金の35%
井戸水・ その他汚水	一般家庭	3 円50銭	3 円50銭	6 円10銭	7 円	8 円	11円
	浴場	1 円80銭	1 円60銭	2 円80銭	3 円80銭	3 円80銭	7 円50銭
	その他				13円	16円	30m ³ まで 32円 31m ³ から 43円
水洗便器 使用料				大：50円 小：30円 兼：70円	大：50円 小：30円 兼：70円	大：50円 小：30円 兼：70円	大：50円 小：30円 兼：70円

※水道従量料金比例制

年月日	昭和55年3月28日 施行		年月日	昭和61年 3 月 26 日 施行					
				経過措置①（62年 6 月～）			経過措置②（63年 6 月～）		
区分	基本料金	超過料金	区分	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金
一般用	0～10m ³ 180円	11～30m ³ 30円 31～40m ³ 40円 41～50m ³ 50円 51～500m ³ 70円 501m ³ ～ 90円	一般汚水 (第一種)	0～10m ³ 390円	11～20m ³ 53円 21～30m ³ 68円 31～50m ³ 95円 51m ³ ～ 130円	0～10m ³ 440円	11～20m ³ 54円 21～30m ³ 69円 31～50m ³ 95円 51m ³ ～ 130円	0～10m ³ 480円	11～20m ³ 55円 21～30m ³ 70円 31～50m ³ 95円 51m ³ ～ 130円
学校用 病院用 工業用 団体用 営業用	0～10m ³ 400円	11～20m ³ 40円 21～30m ³ 50円 31～50m ³ 60円 51～500m ³ 70円 501m ³ ～ 90円	一般汚水 (第二種)	0～10m ³ 700円	11～20m ³ 53円 21～30m ³ 68円 31～50m ³ 95円 51m ³ ～ 130円	0～10m ³ 710円	11～20m ³ 54円 21～30m ³ 69円 31～50m ³ 95円 51m ³ ～ 130円	0～10m ³ 720円	11～20m ³ 55円 21～30m ³ 70円 31～50m ³ 95円 51m ³ ～ 130円
公衆浴場 及び 温泉浴場	0～10m ³ 180円	11m ³ ～ 12円	公衆浴場汚 水	0～10m ³ 390円	11m ³ ～ 15円	0～10m ³ 440円	11m ³ ～ 15円	0～10m ³ 480円	11m ³ ～ 15円
学校プール用		1m ³ 30円	臨時汚水		1m ³ 160円		1m ³ 160円		1m ³ 160円
臨時用		1m ³ 130円	※第一種：口径が25mm以下の量水器の使用に係る水の汚水及び量水器の使用に係る水以外の汚水 ※第二種：第一種以外の汚水						

年月日	平成元年4月1日 施行（税抜）		平成4年4月1日施行（税抜）				平成14年4月1日 施行（税抜）	
	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	経過措置（6年6月～）		基本料金	従量料金
区分					基本料金	従量料金		
一般汚水 （第一種）	0～10m ³ 580円	11～20m ³ 62円 21～30m ³ 78円 31～50m ³ 106円 51m ³ ～ 142円	0～10m ³ 740円	11～20m ³ 79円 21～30m ³ 100円 31～50m ³ 136円 51m ³ ～ 181円	0～10m ³ 780円	11～20m ³ 81円 21～30m ³ 102円 31～50m ³ 144円 51m ³ ～ 192円	0～10m ³ 900円	11～20m ³ 94円 21～30m ³ 119円 31～50m ³ 168円 51m ³ ～ 224円
一般汚水 （第二種）	0～10m ³ 850円	11～20m ³ 62円 21～30m ³ 78円 31～50m ³ 106円 51m ³ ～ 142円	0～10m ³ 1,090円	11～20m ³ 79円 21～30m ³ 100円 31～50m ³ 136円 51m ³ ～ 181円	0～10m ³ 1,150円	11～20m ³ 81円 21～30m ³ 102円 31～50m ³ 144円 51m ³ ～ 192円	0～10m ³ 1,330円	11～20m ³ 94円 21～30m ³ 119円 31～50m ³ 168円 51m ³ ～ 224円
公衆浴場汚 水	0～10m ³ 580円	11m ³ ～ 15円	0～10m ³ 740円	11m ³ ～ 17円	0～10m ³ 780円	11m ³ ～ 17円	0～10m ³ 900円	11m ³ ～ 19円
臨時汚水		1m ³ 170円		1m ³ 170円		1m ³ 200円		1m ³ 240円

※第一種：口径が25mm以下の量水器の使用に係る水の汚水及び量水器の使用に係る水以外の汚水

※第二種：第一種以外の汚水

年月日	平成22年 4 月 1 日 施行（税込）		平成26年 4 月 1 日 施行（税込）		令和元年10月 1 日 施行（税込）	
区分	基本使用料	従量使用料	基本使用料	従量使用料	基本使用料	従量使用料
一般污水	950円	0～10m ³ 43円 11～20m ³ 96円 21～30m ³ 135円 31～50m ³ 186円 51m ³ ～ 245円	977円	0～10m ³ 44円 11～20m ³ 99円 21～30m ³ 139円 31～50m ³ 192円 51m ³ ～ 252円	995円	0～10m ³ 45円 11～20m ³ 101円 21～30m ³ 141円 31～50m ³ 195円 51m ³ ～ 257円
公衆浴場汚水	900円	1m ³ 22円	977円	1m ³ 22円	995円	1m ³ 23円
臨時污水		1m ³ 288円		1m ³ 297円		1m ³ 302円

6 下水道事業受益者負担金制度

(1) 下水道事業受益者負担金制度

下水道事業受益者負担金制度は、公共下水道の整備を計画的かつ早期に実施していくために、都市計画事業の下水道整備によって利益を得る土地所有者や権利者に建設費の一部を負担させる制度である。

同制度は、昭和30年に開始し、受益者に対してその利益の限度において受益者負担金を賦課、徴収している。単位負担金の額は各負担区によって異なり、対象となる土地の面積に応じて計算される（下表を参照）。

区 分		盛岡都市計画下水道事業 受益者負担に関する省令		盛岡広域都市計画下水道事業 受益者負担に関する条例	
制 定 年 月 日		昭和36年7月13日建設省令第24号 ※ 昭和30年建設省令全部改正		昭和49年3月29日条例第15号 ※ 昭和55年4月19日施行規則	平成7年6月28日 条例一部改正 ※ 平成7年6月28日 施行規則一部改正
負 担 率		対象事業費の3分の1		対象事業費の5分の1 (根幹的雨水管渠費を除く)	単独汚水末端管渠費の5分の1 (玉山排水区域は3分の1)
単位負担 金 額	負 担 区	告 示 年 度	円／㎡	○盛南第1負担区（流域関連）	
	菜 園	29	75.92	事業費予定額 4,505,811千円	
	南 一 分 区	36	100.43	対象地積 280.50ha	
	南 二 分 区	36	106.18	単位負担金 321円／㎡	
	仁 王 田 甫	36	104.06	告 示	
	上 田	40	136.43	負担区、事業費及び単位負担金	
	内 丸	40	127.65	昭和62年4月24日	
	北	40	183.62	負担区及び事業費の変更	
	東 一 分 区	40	171.21	平成4年4月6日	
東 二 分 区	40	169.10	○厨川北負担区（流域関連）		
納付方法		一括納付が原則。分割納付の場合は、年利6%の利子相当額を加算する。		事業費予定額 5,685,005千円	
備 考		省令適用区域の下水道整備は、ごく一部の区域を残してほぼ終了している。		対象地積 345.10ha	
				単位負担金 329円／㎡	
				告 示	
				負担区、事業費及び単位負担金	
				昭和63年3月30日	
				負担区及び事業費の変更	
				平成4年4月6日	
				○繫負担区（流域関連）	
				事業費予定額 363,711千円	
				対象地積 31.07ha	
				単位負担金 234円／㎡	
				告 示	
				負担区、事業費及び単位負担金	
				昭和63年3月30日	
				○都南中央負担区（流域関連）	
				事業費予定額 2,355,075千円	
				対象地積 218.71ha	
				単位負担金 215円／㎡	
				告 示	
				負担区、事業費及び単位負担金	
				昭和56年3月19日	
				○都南中央第2負担区（流域関連）	
				事業費予定額 1,123,415千円	
				対象地積 86.14ha	
				単位負担金 260円／㎡	
				告 示	
				負担区、事業費及び単位負担金	
				平成2年7月12日	
				負担区及び事業費の変更	
				昭和63年3月30日	
				平成6年11月11日	

(2) 負担金の納付状況

(単位：千円)

年度	調定額	収納額	収納率
R6	27,658	26,142	94.5%
R5	29,955	28,168	94.0%
R4	31,974	29,838	93.3%
R3	32,906	31,237	94.9%
R2	31,049	29,244	94.2%
R1	57,199	55,976	97.9%
H30	23,300	19,624	84.2%
H29	18,788	14,236	75.8%
H28	19,930	14,536	72.9%
H27	26,034	20,121	77.3%

(3) 下水道事業分担金

前述の下水道事業受益者負担金制度と同様に、下水道整備によって利益を得る宅地の所有者や権利者に建設費の一部を負担させる制度である。分担金は公共下水道事業のうち、都市計画事業でないものが対象である。

盛岡市では、地方自治法第224条の規定に基づき盛岡市公共下水道事業分担金条例を制定し、受益者に対してその利益の限度において分担金を賦課、徴収している。

・ 条例施行年月日 平成12年4月1日

・ 分担金単価 420円／㎡ ※ 玉山地域の徴収区域は1㎡につき260円とする。

(単位：千円)

年度	調定額	収納額	収納率
R6	20,767	18,299	88.1%
R5	25,222	22,028	87.3%
R4	15,179	12,617	83.1%
R3	20,164	16,881	83.7%
R2	16,645	13,885	83.4%
R1	20,209	17,081	84.5%
H30	27,662	19,430	70.2%
H29	21,116	12,781	60.5%
H28	18,237	11,267	61.8%
H27	21,999	14,708	66.9%

7 各種補助・融資制度

(1) 公共下水道事業排水設備普及資金融資制度

ア 対象となる工事

- (ア) くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事
- (イ) 台所、風呂、洗濯機等から出る雑排水を公共下水道に接続する工事
- (ウ) 既存の浄化槽を廃止して切り替える工事

イ 融資内容等

(ア) 融資の条件

- a 融資限度額は、次のとおりである。

なお、1件は大便秘器1個を示す。

一般住宅等 1件80万円以内、2件目以降1件増えるごとに35万円以内

共同住宅等 (20万円×世帯数) + (30万円×大便秘器数)

浄化槽切替 1基80万円以内

- b 償還期間は、最長72月以内とする（融資金額により償還期間は異なる）

- c 融資に係る利子は、盛岡市の負担とする

(イ) 取扱金融機関

岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、盛岡信用金庫、J Aいわて中央、J A新しいわて

(ウ) 融資を受ける資格

- a 市の公共下水道に接続しようとする建築物の所有者又は占有者（借家人等）。
- b 市税等や受益者負担金又は分担金の滞納がないこと。
- c 原則として市内に住所を有する確実な連帯保証人があること。
- d その他、融資機関が必要と認める条件に適合すること。

ウ 制度利用状況

年度	融資金額 (千円)	件数 (件)	利子補給金 (千円)	貸付金利 (%)	償還期間 (月)	原資 (千円)	預託金利 (%)
R6	1,600	2	249	2.00	72	60,000	0.002
R5	4,600	7	259	2.00	52～72	60,000	0.002
R4	6,100	10	251	2.00	47～72	60,000	0.002
R3	3,750	6	187	2.00	52～72	60,000	0.002
R2	4,800	6	202	2.00	72	60,000	0.010

※預託金利は、金融機関への預託金（原資）に対する金利である。

(2) 水洗便所改造資金貸付制度

ア 対象となる工事

「(1) 公共下水道事業排水設備普及資金融資制度」と同様

イ 貸付内容

生活保護世帯等の生活困窮世帯が、所有する建築物に対して行う水洗便所改造等の資金を、市が基金から無利子で直接貸付けを行う。貸付額は80万円以内。

※令和6年度末をもって基金を廃止。

ウ 制度利用状況

令和2年度から令和6年度まで実績0件

(3) 水洗便所設置事業補助金制度

ア 対象となる工事

「(1) 公共下水道事業排水設備普及資金融資制度」と同様

イ 補助内容

生活保護世帯等の生活困窮世帯が、所有する建築物に対して行う水洗便所改造等の資金を補助する。

(ア) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による生活支援給付を受けている者 25万5,000円以内

(イ) 生活保護法の規定による生活扶助以外の扶助を受けている者及び同法の規定による保護を必要とする状態にある者並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による生活支援給付以外の支援給付を受けている者 17万円以内

ウ 制度利用状況

令和2年度から令和6年度まで実績0件

(4) 私設下水道補修事業補助金制度

ア 対象となる工事

私道等に敷設されている、所有者が異なる2以上の建築物が接続している排水設備の共同部分が老朽化により破損し、公共下水道施設及び交通に支障をきたしていると認められる場合の補修工事

イ 工事の要件

- (ア) 私設下水道の老朽化による破損で公共下水道施設及び交通に支障をきたしていると管理者が認めるもの。
- (イ) 私設下水道の補修に関して所有者全員の同意を得ていること。
- (ウ) 私設下水道の維持管理に関する覚書を所有者全員にて締結していること。
- (エ) 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。
- (オ) 当該私設下水道の補修工事に着手していないこと。

ウ 補助内容

総額の8割以内を補助する（工事費は市の積算による。）。

なお、制度の利用に当たっては、水道料金、下水道使用料及び受益者負担金又は分担金を完納していること。

エ 制度利用状況（平成28年度から実施）

令和2年度から令和6年度まで実績0件

(5) 私設下水道設置事業補助金制度

ア 対象となる工事

住居が私道に隣接している者が共同で排水設備を設置する工事

イ 工事の要件

- (ア) 私道の共同管部分の延長が10mを超えること。
- (イ) 共同管を利用して、新たに下水を排除する家屋が2戸以上あること（所有者の異なる家屋を含む場合に限る。）。
- (ウ) 共同管工事と同時期に、くみ取り便所又は浄化槽の廃止工事を行い、公共下水道に建物の6割以上が接続すること。
- (エ) 私道権利者の土地使用承諾があること。
- (オ) 申請は、使用者全員の申請によるものとする。

ウ 補助内容

総額の8割以内を補助する（工事費は市の積算による。）。

なお、制度の利用に当たっては、受益者負担金又は分担金及び水道料金を完納していること。

エ 制度利用状況

年度	件数（件）	該当戸数（戸）	交付額（千円）	施工延長（m）
R6	1	3	3,768	28
R5	1	3	2,304	35
R4	0	0	0	0
R3	4	8	3,873	70
R2	0	0	0	0

(6) 私道内公共下水道設置制度

ア 対象となる工事

私道に隣接する住人の要望で、市が私道内に公共下水道を設置する工事

イ 工事の要件

- (ア) 下水道予定処理区域内であること。
- (イ) 私道の幅員が 2.7m以上で延長が35m以上あり、一端が公共下水道に設置されている道路に接続してあること。
- (ウ) 公共下水道の設置により利用可能となる家屋が3戸以上あること。
- (エ) 公共下水道の設置により利用可能となる家屋の戸数の6割以上（異なる家屋の所有者が2人以上いること。）が公共下水道の設置を希望していること。
- (オ) 私道権利者の土地無償使用の承諾があること。
- (カ) 申請は、使用者全員の申請によるものとする。

ウ 補助内容

市の費用で設置する。

なお、制度利用に当たっては、受益者負担金及び市税等を完納していること。

エ 制度利用状況

年度	事前調査申請			決定		
	件数 (件)	戸数 (戸)	延長 (m)	件数 (件)	戸数 (戸)	延長 (m)
R6	1	5	74	1	6	65
R5	1	8	65	0	0	0
R4	1	3	46	1	3	46
R3	0	0	0	0	0	0
R2	3	11	180	3	11	180

※農業集落排水事業排水設備普及資金融資制度については、188ページを参照。